

平成19年第2回辰野町議会定例会会議録（1日目）

1. 招集年月日 平成 19年 2月 27日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成19年 3月 7日 午前10時
4. 議員総数 18名
5. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

6. 会議事項

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 平成19年度辰野町一般会計予算
- 日程第 4 議案第 2号 平成19年度辰野町上水道事業会計予算
- 日程第 5 議案第 3号 平成19年度辰野町簡易水道特別会計予算
- 日程第 6 議案第 4号 平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
- 日程第 7 議案第 5号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計予算
- 日程第 8 議案第 6号 平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別
- 日程第 9 議案第 7号 平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会
会計予算
- 日程第 10 議案第 8号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計予算

- 日程第 1 1 議案第 9 号 平成 1 9 年度辰野町国民健康保険第一診療所特別
会計予算
- 日程第 1 2 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度辰野町国民健康保険川島診療所特別
会計予算
- 日程第 1 3 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度辰野町老人保健医療特別会計予算
- 日程第 1 4 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度町立辰野総合病院事業会計予算
- 日程第 1 5 議案第 1 3 号 平成 1 9 年度辰野町介護老人保健施設特別会計予
算
- 日程第 1 6 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度辰野町有線放送特別会計予算
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条
例の制定について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関
する条例の制定について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関
係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の
一部を改正する条例について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関す
る条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条
例について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する
条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 平成 1 8 年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）

- 日程第 29 議案第 27 号 平成 18 年度辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 30 議案第 28 号 平成 18 年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 31 議案第 29 号 平成 18 年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 32 議案第 30 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 33 議案第 31 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 34 議案第 32 号 平成 18 年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 35 議案第 33 号 平成 18 年度町立辰野総合病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 36 議案第 34 号 平成 18 年度辰野町有線放送特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 37 議案第 35 号 平成 18 年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 38 議案第 36 号 平成 18 年度林道施設災害復旧事業（林道ぬるで沢線）請負契約について
- 日程第 39 議案第 37 号 平成 18 年度林道施設災害復旧事業（林道赤坂線）請負契約について
- 日程第 40 議案第 38 号 平成 18 年度林道施設災害復旧事業（林道樋の沢線）請負契約について
- 日程第 41 議案第 39 号 長野県市町村総合事務組合理約の変更について
- 日程第 42 議案第 40 号 長野県市町村自治振興組合理約の変更について
- 日程第 43 議案第 41 号 上伊那広域連合理約の変更について
- 日程第 44 議案第 42 号 伊那消防組合理約の変更について
- 日程第 45 議案第 43 号 湖北行政事務組合理約の変更について
- 日程第 46 議案第 44 号 伊北環境行政組合理約の変更について

- 日程第 4 7 議案第 4 5 号 両小野国保病院組合規約の変更について
日程第 4 8 議案第 4 6 号 辰野町塩尻市小学校組合規約の変更について
日程第 4 9 議案第 4 7 号 塩尻市辰野町中学校組合規約の変更について
日程第 5 0 議案第 4 8 号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
日程第 5 1 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢ヶ崎 克彦	助 役	赤 羽 八洲男
収 入 役	花 岡 猛	教 育 長	古 村 仁 士
総務課長	加 島 範 久	まちづくり政策課長	平 泉 栄 一
保健福祉課長	赤 羽 敏 明	建設水道課長	野 澤 修 一
産業振興課長	桑 沢 高 秋	教育次長	白 鳥 義 政
消防署長	厨 川 雅 彦	病院事務課長	有 賀 米 吉
福寿苑事務長	小 沢 睦 美	開発公社常務理事	根 橋 正 美
代表監査委員	小 野 眞 一		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	竹 入 俊 男
議会事務局庶務係長	飯 澤 誠

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 4 番	小 林 光 夫
議席 5 番	矢ヶ崎 紀 男

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

○議長

定足数に達しておりますので、これより平成19年第2回(3月)辰野町議会
定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の

報告を行います。文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。第2回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町長

えー、本日ここに、第2回辰野町議会、3月定例議会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、時節柄大変ご多端な中、ご出席を賜り心から感謝を申し上げます。今年の冬は、昨年の大雪に埋もれた坂井村や、津南町の様子が、毎日テレビや新聞で報道された、豪雪とは打って変わって、想像以上の暖冬で、雪のないスキー場や、早い花の便りが報じられておりました。今年は、穏やかな年になって欲しいと願っておりますが、近年の異常気象に、一抹の不安を感じているところではあります。我が国の経済状況は、日銀のゼロ金利政策が転換されるなど、総じて企業収益の改善と設備投資の増大、雇用の状況の改善など、回復基調にあるとしております。辰野町におきましては、経営者はじめ従業員、町民のみなさんの賢明な努力により、税などの増収があり、後ほど補正予算提案時にご説明いたしますが、おかげさまで、一部ではあります。1億1千万円の財政調整基金取り崩し分を戻すことができることとなりました。経済情勢に明るい兆しが見られ、平成19年度より、税源委譲により、地方税の増税の収入の大幅増加基調とは申せ、相対的に見れば交付税等の減額により、地方の財政不足は、向上化しているというより莫大な起債の償還や、福祉、医療関係経費の増大、施設維持の増加などにより、悪化しているような状況には変わりないところであります。昨年は厳しい財政下、住民要望といたしましても、できるだけ町が少しでも応えるべく自主財源の確保と、少子化対策にもなる企業立町を掲げた成果として、南信パルプ工場跡地や新町後山工業団地などに、威風堂々とした複数の工場や店舗の創業といった、人脈と知恵と工夫と熱意によって、新しい町づくり政策を進めてまいりました。また、ワークショップなどの中から、住民要望に応えるべく、辰野総合病院新築場所の決定と土地購入も進めてまいりましたが、先にお話申し上げたような苦渋の選択あったわけでごさいます。先日の入札は中止といたしました。先だって、病院運営委員会より早期建設の答申をいただきましたが、財政や国全体での早急

に解決のできない医師不足や、また、医療を取り巻く激変的な情勢変化に見極めを、と、さらに分析を進めない、木を見て森を見ないような状況が生まれかねないとも言えません。病院建設に向けた検討や、揺れ動く国の医療政策の見極めに時間をいただきたいと思います。昨年の未曾有の豪雨大災害復旧工事を、年度内発注ができました。好天の中、順調に工事が進み、本日、ここに平成19年度予算を提案できますのも、厳しい18年度予算の中で、それぞれの立場でご理解とご協力をいただきました議員各位を始め、町民みなさんのお力添えがあったからこそ、感謝を申し上げる次第であります。平成19年度の事業予算の具体的内容につきましては、平成19年度予算編成方針につきまして、提案時に詳しくご説明申し上げますが、一般会計予算総額は68億9,000万円で2.8%、6年間連続の減額予算となりました。また、特別会計では14会計で104億5千82万9,000円で5.3%の減額となりました。例の国が急な見方を強要してきました実質公債費比率は、好転傾向に道筋をつけることができましたが、依然として厳しい予算の中であって、町税収等の確保に努める一方、歳出面においては、九つの項目に視点を置き、選択と集中という原点に立って、すぐやらなければならないこと、少し待ってもらふこと、もう少し待ってもらふこと、または、断念しなければならないことを見極め、少しでもメリハリのある予算の編成にと努力をしてまいったわけでありまして、いずれにいたしましても、平成の大改革により、国・地方の下方修正、いわば、地方へのマイナスシリングダウンの変革期の時代にあって、地域格差の拡大など押し寄せる厳しさを、足腰の強い行政運営へ変換する好機として捉え、先頭に立って、町民みなさんの理解を得ながら行財政改革を推進し、明日の町づくりに邁進する所存であります。条例関係にもございますが、ご案内のように、地方自治法の改正により助役が副町長となりますが、引き続き選任されたものとみなして、尽力していただきます。収入役につきましては、法律上には残任期間は残れるということになっておりますが、昨年、花岡収入役より、本年3月末をもって辞任する申し出を受け、許可いたしましたので、収入役は廃止となります。議員各位におかれましても、任期最後の定例会となるわけでありまして、今まで以上のご理解とご協力を、お願い申し上げます。さて、今定例議会に提案いたします議案は、予算関係では、平成19年度一般会計特別会計合わせ

て15件、平成18年度一般会計補正予算など補正予算10件、条例の制定及び改正案件10件、請負契約の締結3件、その他案件10件、合わせて合計48件であります。また、議会最終日には、長期継続契約に関わる条例の制定ほか、1件の追加議案をお願いする予定であります。提案時、それぞれご説明申し上げますので、慎重ご審議をいただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます、3月定例会招集にあたってのご挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議席8番 宮原功議員、議席9番 向山正一議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○12番（桜井）

おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告をいたします。去る2月27日、及び3月7日本日、議会運営委員会を開催し、平成19年第2回辰野町議会3月定例会の会期並びに審議日程について、協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。平成19年2月27日、辰野町告示第9号によって、辰野町長より、3月定例会を3月7日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員正副議長同席のもと、3月定例会の会期並びに審議日程等、議事運営について慎重に審議を行い、委員全員一致決定いたしました。なお、追加議案2件、議員発議による議案2件、農業委員会の委員の推薦及び報告事項につきましては、最終日をお願いすることになりましたので申し添えます。また、一般質問は12月定例会と同様、一問一答方式とします。会期日程並びに審議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読をいたしますので、全議員のご賛同いただきますようお願いし、議会運営委員会の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたします。

○局長

(別紙朗読)

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期ならびに議事運営につきましては、議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場、異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日より3月20日までの14日間と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 平成19年度辰野町一般会計予算から

日程第17 議案第15号 平成19年度辰野町介護保険特別会計予算までの15議案を一括議題といたします。町長より、各会計の予算編成の対応について、説明を求めます。

○町長

それでは、平成19年度、辰野町一般会計及び特別会計の予算を、提出するにあたり予算編成方針を申し上げます。さて、地方財政につきましては、国の歳出の徹底した見直しと、歩調に歩調を合わせつつ、地方団体の自助努力が求められており、歳出規模を抑制することとなっております。こうした中、当町では、一般会計における起債残高の削減は、着実に図られるものの、特別会計を含めた実質公債費比率は、好転傾向に道筋はつけたものの、厳しい財政状況にあり、健全財政堅持のため、自主財源の確保と徹底した事務事業の見直し、組織機構の改革、合理化、人件費の削減等を、推し進めていかななくてはなりません。平成19年度予算を編成するにあたっては、第四次総合計画後期基本計画に基づく、共同の町づくりの一層の推進と、行政評価に基づく進行管理による徹底した行財政改革と、機能強化を中心とした将来ビジョン、一大居住拠点都市構想の実現に向け、さらには、足腰の強い財政基盤づくりに、のために、企業立町で若者たちの雇用の場を生み出し、定住人口増のため、住宅整備、子育て支援対策、及び教育環境整備を進めながら、土地開発公社、開発公社及び特別会計も含め、より一層、経営改革と経営の健全化、及び事業の活性化に努めるよう、17年度決算をもとに、一般会計の予算規模を、70億円を目途に、予算編成をしてまいりました。平成19年度予算は、税源委譲、個人所得の伸び等によ

り、町税収が大幅に増収見込みとなるなど、景気回復の影響を受けつつある一方で、社会保障関係経費の増加や、公債費と償還経費が引き続き高い水準にあるなど、依然として厳しい財政状況の中での予算編成でもあります。このような状況の中で、次に掲げる九つの項目に視点を置き、重点政策課題と位置づけ、積極的な対応を図ってまいります。1といたしまして、第四次行財政改革の推進。2つ目が、辰野町の地域医療体制の見直しと辰野総合病院の経営健全化。3として収入役制度に代わる会計管理者の設置。4番目として、税源委譲に伴う税収確保と滞納対策の強化。5番目といたしまして、行政評価システムの構築と、全535事業の評価の実施。6つ目として、共同の町づくりの推進。7つ目は、指定管理者制度の推進によるサービスの向上と経費の削減。8つ目として、町債発行の抑制等と財政の健全化。9つ目が、辰野病院建設事業の再検討と、大型事業についての見直しであります。次に、新年度予算の概要を申し上げます。平成19年度一般会計予算の総額は、68億9,000万円で、前年予算に比較して1億9,600万円2.8%の減額となり、6年連続の減額予算となりました。主な歳入について申し上げます。町税全体では、25億5792万4,000円で、前年予算に比較して3億1,309万3,000円13.9%の増額となりました。これは税源委譲や景気回復などにより、個人町民税、法人町民税が、また家屋の新築等の関係で、固定資産税や都市計画税を増額した見込みとなりました。地方贈与税は、所得贈与税が平成18年度をもって廃止となったことから、1億7,400万円の1億3,600万円56.1%の減額になりました。地方交付税は、前年予算に比較して9,000万円4.1%の減額であります。基準財政収入額の増、及び新型交付税によるものであります。国庫支出金は2億92万2,000円で6.9%の減額となりました。これは、建設事業費の減額によるものであります。繰入金は3億3,015万6,000円で21.0%の減額となりました。この主な内訳は、一般財源充当のために財政調整基金から2億7569万3,000円、霊園管理基金497万5,000円、教育振興基金687万3,000円、土地開発基金3,400万円ほかを取り崩し計上といたしました。町債は4億1980万円で17.3%の減額となりました。臨時財政対策債2億円を始め、林道事業債、土地開発公社健全化事業債、辺地対策道路整備事業債を計上しました。なお、減税補填債は平成18年度をもって打ち切られました。次に歳出について申し上げます。新規事業の主なものについて、

農地水環境保全事業、過年度災害復旧事業、制度改正に伴う児童手当給付の拡大、福祉医療の乳幼児等の対象年齢の拡大、地域活動の、元へ。地域活動支援センターの設置、防災意識啓発事業、公営住宅平出越道団地整備事業、上野地区辺地道路整備事業、しだれ栗森林公園指定管理、体育施設改修事業、行政経営幹部研修会、協働の町づくり支援金事業補助金などに取り組みます。次に、特別会計は14会計で、104億5082万9000円で、前年予算に比較して、5億7861万3000円、5.3%の減額となりました。主な会計について申し上げます。上水道事業及び簡易水道は、配水管の敷設外工事と各施設の更新改良も計画的に実施する中、施設の維持管理と良質な水質保全に努め、水道水の安定供給に、を、注いでまいります。公共下水道は、共用開始以来15年が経過し、平成18年度末には、計画した662ヘクタールの整備が、辰野駅前地区を除きほぼ完了となり、水洗化も順調に推進してまいりました。今後も引き続き、宅内接続の普及と水処理場の適正な維持管理に努め、平成19年度からは、長年の懸案でありました辰野駅前地区の整備を進めてまいります。国民健康保険は、引き続き、地域に根差した医療保険制度を進める中、治療中心の医療から予防や健康づくりへと転換を図りながら、住民が安心して暮らせる医療体制の確立に向けた取り組みをしてまいります。病院事業は、平成18年度に継続費で計上した病院建設事業については、再検討することとなり、検討の中で必要が生じた場合は、補正予算対応することといたしました。また引き続き医師確保に努めながら、医療報酬改定減の中、収入の確保、経費の節減に努め、総合的に地域の医療サービス体制の確保を図ってまいります。が、病院運営に関しましては、規制の雁字搦めの医療を進めるところでありますので、なかなか努力の甲斐を見出すことが、難しい事業のひとつとなっております。介護老人保健施設は、利用者の自立した生活を営むこと。また家庭復帰を支援し、施設を明るい家庭的な雰囲気を持ち、地域や家庭との結びつきを含め、施設に対する信頼を高めてまいります。介護保険は、住民が安心してサービスを利用できる環境整備を図りながら、地域包括支援センター、地域支援事業などの運営に努力してまいります。以上、平成19年度辰野町一般会計、及び特別会計予算案の概要を申し上げますが、緊縮財政の中で効率的に運用することが重要であり、行財政改革大綱に基づき、最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいります。国

においては、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006年、で示されているように、平成19年度予算を、新たな改革に向けた出発点となる予算と位置づけているとおり、新たな指針を示すものと思われます。また、人口減現象の社会に突入し、これからの社会経済は大きな転換期を迎えようとしております。こうしたことを踏まえ、今後も住民ニーズを的確に捉え、健全財政の堅持、行政のスリム化を図るとともに、今まで以上に、足腰の強い財政基盤を作り上げていく必要があります。議員各位のご支援とご協力を切にお願い申し上げ、予算編成及び提案にあたっての方針といたします。よろしくご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳しくは予算説明書、予算参考資料等をご覧いただき、ご審議の参考にしていただければ幸いです。以上であります。

○議長

これより、各会計の予算について質疑を行います、委員会に付託する関係もございしますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本予算関係議案につきましては、会議規則第37条の規定により、各常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会に対し、
議案第1号 平成19年度辰野町一般会計予算の歳入全部、議案、歳出の内、
1. 議会費、2. 総務費、3. 民生費の内児童福祉費、9. 消防費、10. 教育費、12.
公債費、14. 予備費
議案第14号 平成19年度辰野町有線放送特別会計予算を
社会福祉常任委員会に対し、
議案第1号 平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内、
3. 民生費(児童福祉費を除く)、4. 衛生費(水道費を除く)

議案第 8 号 平成19年度辰野町国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号 平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算
議案第10号 平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算
議案第11号 平成19年度辰野町老人保健医療特別会計予算
議案第12号 平成19年度町立辰野総合病院事業会計予算
議案第13号 平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算
議案第15号 平成19年度辰野町介護保険特別会計予算を

経済建設常任委員会に対し、

議案第 1 号 平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内
4.衛生費の内水道費、6.農林水産業費、7.商工費、8.土木費
議案第 2 号 平成19年度辰野町上水道事業会計予算
議案第 3 号 平成19年度辰野町簡易水道特別会計予算
議案第 4 号 平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
議案第 5 号 平成19年度辰野町公共下水道特別会計予算
議案第 6 号 平成19年度辰野町特別環境保全公共下水道特別会計予算
議案第 7 号 平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算を
付託することに決しました。

日程第18、議案第16号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定につ
いて、

日程第19、議案第17号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関す
る条例の制定について

以上、2件について一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第16号、辰野町副町長の定数を定める条例の制定について、
提案理由を申し上げます。えー、地方自治法の改正により、市町村に助役を
1人置くから、市町村に副市町村村長を置く、副市町村村長の定数は条例で
定めることとされました。これにより、辰野町での定数は1人として、条例
の制定をお願いするものであります。えー、下にございますように、定数は
1人、19年4月1日から施行するものであります。えー、ご審議の上、原案

可決くださいますようお願い申し上げます。続きまして、議案第17号、辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定につきまして、えー、提案理由を申し上げます。え、地方公務員法が改正されまして、従来、各地方公共団体が自主的に行っていた人事行政等の公表を、法律上の責務として実施することとなり、必要な事項を定めるものであります。裏面にごさいますように、条例の中で、それぞれ第1条から第7条、8条まで決めて、この部分について公表をされるものであります。えー、特に、公平委員会の報告につきましては、6月末までに、上伊那の公平委員会のほうから町長に対して、その状況の報告をいただくということになりましたので、こういうふうな状況になったわけでありまして、公表の時期は毎年11月と、こういうふうにするものであります。公表の方法につきましては、従来のだおり、広報紙への掲載やインターネットの利用でありますけれども、この公表の方法については、全国の各地方自治体の部位について、インターネット上で探していけば、そこへ到達してどこのものでも見れると、こういうふうな状況になるわけであります。以上、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

ここで質疑を行います、委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第16号、及び議案第17号の2議案につきましては、会議規則第37条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号及び議案第17号については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第20、議案第18号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する

条例の制定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第18号、辰野町地域活動支援センターの設置、及び管理に関する条例の制定についての提案理由を申し上げます。えー、昨年制定されました障害者自立支援法に定める地域活動支援センターを、設置するために条例を制定したいものであります。なお、従前ありました辰野町共同作業所条例は、廃止したいというものであります。ご協議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第18号につきましては、会議規則第37条の規定により、社会福祉常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。よって、議案第18号については、社会福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第21、議案第19号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

えー、議案第19号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由を申し上げます。えー、助役を副町長、収入役を会計管理者、吏員を職員とするなど、地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして、辰野町条例で改正が必要となる関係する7条例を、一括して整備をお願いするものであります。えー、裏面をご覧ください

い。第1条でありますけれども、辰野町地震災害警戒本部条例の一部を改正するというので、この条文の中にあります助役、副町長、そういったその訂正でございます。第2条の関係でございますけれども、辰野町職員定数条例の一部を改正するというのでございまして、えー、1条中は助役、副町長、それから収入役とこういう関係であります。第2条の関係でありますけれども、それぞれ、えー、吏員とか、そういうような形の中で、呼ばれておったものを、職員というふうに言い換えてお願いをするものであります。えー、3条の関係でありますけれども、特別職の報酬等、審議会条例ではございますけれども、この中にも、その助役を副町長に、収入役を削るということでございます。第4条関係でありますけれども、辰野町税条例の一部でありますけれども、この中に、町吏員を町職員にという形で改正するものであります。ただ、税条例の中には町税吏員という言葉が入っておりますけれども、町税吏員については一体的なものでございまして、えー、地方税法っちゅうか、その法律は改正されておられませんので、そういったもの残りますけれども、自治法の改正分については訂正になります。第5条でありますけれども、辰野町工事分担金条例の一部改正でありますけれども、分担金条例の中にございます収入役を、会計管理者に改めるものであります。第6条関係でありますけれども、辰野町国民健康保険診療所設置条例の関係でありますけれども、事務吏員をその他の職員に改めるものであります。第7条、町立辰野総合病院設置及び設置等に関する条例でございますけれども、収入役を会計管理者に改めるものであります。この条例は、19年4月1日から施行するというのでありまして、一括してお願いを申し上げたものであります。えー、ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願いいたします。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第19号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第20号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する

条例の一部を改正する条例について

日程第23、議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給

与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第24、議案第22号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例

の一部を改正する条例について

以上、3件について一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、議案第20号、辰野町職員の勤務時間及び休憩等に、あ、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。ま、人事員規則の一部改正によりまして、辰野町職員の勤務時間内の休息時間の定めを削除するための条例の一部を、改正をお願いするものであります。下にあります条例でありますけれども、第4条であります。えー、旧条例につきましては、規則の定める基準に従い休息時間を置くと、そうした条文でありますけれども、削除によりまして、従来10時と3時に休息時間をとることと、規則で定めてあったわけでありまして、休息を時間を定めて休息を取るということを廃止し、休息という語句を廃止するものであります。第5条関係でございますけれども、軸の訂正ということでございます。以上であります。19年4月1日から施行するというところでございますので、ご審議の上、議案可決いただきますようお願い申し上げます。えー、続きまして、議案第21号、辰野町特別職の職員で、常勤の者などの給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴う改正と、特別職報酬等審議会の一律5%減額との答申を受けて、特別職の職員の給与について引き続き削減を行い、財政運営の健全化を図りたいとするものであります。裏面をご覧くださいと思います。別表の3のほうでござ

いますけれども、これについては、助役が副町長に、それから収入役を削る、こういうことをございまして、2表のほうは減額率を定めたものであります。附則の関係でありますけれども、副町長につきましては、引き続き選任された者とみなされて、ということをございます。以上、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。続きまして、議案第22号、辰野町職員一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。人事院勧告に基づきまして、辰野町一般職の職員の扶養手当の額を、管理職手当の支給方法を改正するものでございます。裏面をご覧ください。条例の関係でございますけれども、14条1項につきましては、扶養手当は、従来2人目までは6,000円で、その他は5,000円というふうでございましたけれども、その他も含めて6,000円、ということでございます。24条の関係につきましては、管理職手当の支給につきまして、従来は率であります。課長9%、補佐6%ということをございますけれども、それを定額支給とするものであります。えー、ここのところに、職を占める職員の属する職務の給与における最高の合法の給料月額ということで、書いてございますけれども、えー、これはその15%、100分の15を越えない範囲内で、町長が定める額とそういうことで、ご理解をいただきたいと思っておりますので、その分が支給されるという、そういうことではございませぬ。えー、それで、えー、下の方の附則の関係でありますけれども、経過措置として、えー、あの一、定められる、ちゅうんですか、支給ということをございますので、当分は変更は、額の変更はないということをございますけれども、平均的な金額の、額に、今度は将来にはなっていくと、こういうことでもあります。以上、提案申し上げます。ご審議の上、議案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第20号から、議案第22号までの3議案につきましては、会議規則第37条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議案第20号から議案第22号までの3議案については、総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第25、議案第23号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案二十三号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。今回、町では全国的に問題となっており、また、ますます進む少子化の対策の一環といたしまして、乳幼児医療費給金制度の見直しを行いまして、現在、県の給付制度に加えまして、すべての小学校3年生、県の制度では修学前までとなっておりますのを、すべての小学3年生までの入院外来の医療費を給付対象とさせていただきまして、子育てのしやすい町、住みよい町を目指して、改正をさせていただくものであります。第1条と第2条の、乳幼児を乳幼児等に改め、第2条中、満6歳とあるものを満9歳に拡大するものであります。また、第5条第2項では、入院時食事代につきましては、県の制度と同様に在宅療養者、また郡下の市町村等との均衡を図るため、現在の入院時の食事代の負担を廃止とさせていただくものであります。この条例の施行につきましては、19年4月1日から、また経過措置といたしまして、19年3月31日までに受けた診療及び療養については、なお、従前の例によるものとしてあります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。お諮りいたします。

議案第23号につきましては、会議規則第37条の規定により、社会福祉常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

意義なしと認めます。よって、議案第23号については、社会福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第26、議案第24号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第24号、辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。辰野町地域福祉センター、辰野町保健センター、辰野町老人福祉センター、各条例におきまして、委員会の設置が謳われております。えー、辰野町保健福祉推進委員会を設置することに伴いまして、各委員会を廃止し、その福祉推進委員会で、総合的に統括的にご審議いただくために提案したいということでもあります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。議案第24号につきましては、会議規則第37条の規定により、社会福祉常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

意義なしと認めます。よって、議案第24号については、社会福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第27、議案第25号 辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

それでは、議案第25号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。下水道法施行例の一部を改正する政例が施行されたことに伴い、辰野町公共下水道条例第24条に、除外施設の設置等として、下水道に排除してはならない汚水の基準、及び継続して汚水を排除する場合の、除外施設の設置基準が決められていますが、この基準を、1リットルにつき亜鉛5mg以下を、同2mg以下に改めるものであります。ご審議をいただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、議案第25号、辰野町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第26号、平成18年度、辰野町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

それでは、平成18年度、辰野町一般会計補正予算（第九号）を提案するにあ

たりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末を控え、事業費確定などに伴う国、県、補助金、分担金及び負担金、起債額の変更、財源組換え及び不用額の調整、国の補正予算による普通交付税、町税等の増額による基金繰入れの、繰入金の減額などの補正予算であります。この補正予算総額は、2億 6,625万 9,000円の減額であり、予算総額は85億 9,306万 3,000円となりました。その大要を申し上げますと、歳入につきましては、固定資産税の4,985万 4,000円の増額を始め、普通交付税 1,115万円、町有地売却等による財産収入などの増額補正、事業費確定による国県支出金 7,649万 9,000円、財政調整基金 1億 1,357万 7,000円、地方債 1億 1,720万円などの減額補正であります。歳出につきましては、総務費では、開発公社振興負担金と一般管理費を始めとする不用減額が主なものであります。民生費では、身体障害者保護費、及び国民健康保険特別会計繰り出し金の増額と、身体障害者支援事業費、支援事業等の不用減額が主なものであります。衛生費では、町立総合辰野病院補助金の増額と、塵芥処理事業の上伊那広域連合負担金の不用減額が主なものであります。農林水産不用費では、地積調査事業の委託料、かやぶきの館渡り廊下及び防風工事、及び林業振興における上伊那山林協会への負担金の増額などと、事業費確定による不用減額が主なものであります。商工費では、商工振興事業の補助金の不用減額が主なものであります。消防費では、7月豪雨災害の復旧作業中に、死亡された方への災害補償費であります。教育費では、小学校等の維持経費と、中学校の食器消毒保管庫購入などの増額、事業費確定による不要減額が主なものであります。災害復旧費では、事業費確定による工事請負費等の不用減額であります。以上のとおり、補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。以上であります。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。

日程第29、議案第27号 平成18年度 辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

えー、それでは、議案第27号、平成18年度、辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。えー、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、73万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 5,113 万 2,000 円とするものです。えー、6 ページの歳入ですが、水道使用料 33万 4,000 円減額しました。内訳は、前年度分として 62万 1,000 円減額、過年度分が28万 7,000 円の増額を行いました。えー、負担金では24万円の減額、雑収入では1万円減額しました。7 ページの繰越金が、14万 6,000 円の減額であります。歳出、8 ページ、9 ページ、でありますけれども、えー、総務管理費で40万円、予備費、9 ページの予備費で33万円減額しました。内訳は、公課費の消費税納付金を70万円増額しまして、賃金、需用費、役務費、原材料費、及び予備費は、不用減額としました。えー、ご審議をいただきまして、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第27号、平成18年度、辰野町小野簡易水道特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 意義なしの声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第28号 平成18年度 辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第28号、平成18年度、辰野町公共下水道特別会計補正予算（第3号）に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ、2,144万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、9億5,274万9,000円となります。歳入7ページから10ページであります。下水道費の受益者負担金は800万円増額しました。えー、工事請負契約金の額の確定に伴い、8ページの国庫補助金175万円、えー、9ページの基金繰入金2,069万9,000円、それぞれ減額、また公共下水道費を、下水道債を700万円減額しました。歳出の11ページの歳出でありますけれども、公共下水道事業費を2,144万9,000円減額いたしました。えー、ご審議をいただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第28号、平成18年度、辰野町公共下水道特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

日程第31、議案第29号、平成18年度、辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第29号、平成18年度、辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第3号)について、提案理由の説明を申し上げます。歳入歳出それぞれ59万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は、1億1,427万5,000円となります。歳入の6ページから9ページでありますけれども、6ページの農業集落排水事業費分担金63万円、7ページの下横川地区水処理施設使用料14万円、及び沢底地区水処理施設使用料45万円をそれぞれ減額し、一般会計の繰入金575万

1,000 円を減額、また、9 ページの繰越金 637 万 6,000 円を増額いたしました。えー、歳出10ページの歳出でありますけれども、下横川地区水処理施設管理費の工事請負費を 63 万円減額し、沢底地区水処理施設管理費の光熱水費を 3 万 5,000 円増額し、利子償還事務は財源組み替えを行いました。ご審議をいただき原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日裁決として議事を進行いたします。

日程第 32、議案第 30 号 平成 18 年度 辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第 30 号、平成 18 年度、辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）の提案理由を申し上げます。1 ページ目をご覧くださいと思います。歳入歳出予算を、それぞれ 427 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 19 億 8,831 万 1,000 円とするものであります。内容につきましては、6 ページをご覧くださいと思います。歳入の国庫支出金につきましては、高額医療費の減少によります高額医療費共同事業負担金 43 万円の減額と、7 ページのそれに伴います県支出金の 13 万 5,000 円の減額、8 ページの共同事業交付金の高額医療費共同事業交付金 641 万 2,000 円の減額と、保険財政共同安定化事業交付金 227 万 1,000 円の増額、9 ページの繰入金一般会計繰入金で保険税の軽減分 474 万 4,000 円の増額と、保険者支援分の 123 万円の減額、基金繰入金 308 万 1,000 円の減額補正であります。次に歳出につきましては、10 ページをご覧くださいと思います。10 ページの共同事業拠出金の高額医療拠出金 172 万円、保険財政共同安定化事業拠出金 255 万 3,000 円の減額補正であります。これらの主な原因につきましては、高額医療の伸びが、昨年と比較しまして少なかったことが、主なものと思われれます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日裁決として議事を進行いた

します。

日程第33、議案第31号、平成18年度、辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第31号、平成18年度、辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第2号）について、提案理由のご説明を申し上げます。1ページ目の歳入歳出予算の総額を、それぞれ50万円減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ893万4000円とするものであります。内容につきましては、4ページをご覧くださいと思います。歳入で、診療収入の減少等によりまして50万円の減額をし、それに伴いまして、5ページの総務費の施設管理費委託料90万円を減額し、医業費の消耗品40万円を増額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第31号 平成18年度 辰野町国民健康保険第一診療所特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 意義なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。
日程第34、議案第32号 平成18年度 辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第32号 平成16年度 辰野町国民健康保険川島診療所特別会計補正予算

(第2号)について、提案理由のご説明を申し上げます。1ページ目をご覧ください。歳入歳出予算の総額をそれぞれ15万円減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ688万円とするものであります。えー、内容につきましては、4ページをご覧ください。歳入で診療収入、患者数の減少等によりまして15万円を減額し、それに伴いまして5ページの総務費、施設管理費委託料を55万円増額いたしまして、医業費の消耗品70万円を減額するものであります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第32号 平成18年度 辰野町国民健康保険川島診療所特別会計 補正予算
(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 意義なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第33号 平成18年度 町立辰野総合病院事業会計 補正予算
(第2号)を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○病院事務長

議案第33号 平成18年度 町立辰野総合病院事業会計 補正予算(第二号)について、提案理由を説明を申し上げます。本補正予算は、決算期を迎え、業務の予定量を、決算数字等の見込みに合わざるものであります。また、資本収支におきましては、えー、継続費で予定しておりました病院の増改築事業について、一部を残して削減させる補正予算であります。まず、1ページであります。えー、年間の患者数につきましては、えー、本予算は均衡予算、歳出に

合わせる予算でありますので、入院については3万5,000人、外来については11万人という予定量にしましたけれども、実質については現在の見込みでは、入院が3万人、外来については9万5,000人程度を見込んでおります。4番の重要な建設改良事業の病院増改築事業の7,950万円は、概算設計、実設計、及び調査費等の実施済みの分でありまして、土地代については、資産購入費で執行済みで別会計であります、別枠であります。えー、第3条、予算の第3条に定めた収益的収入及び支出予定額については、1億4,027万円を減額し、医業収益においては、2億5,800万4,000円を減額するものでありまして、医業収益では19億8,000万円ということになっておりますけれども、さきほどの入院外来の実数字で申しあげましたように、実質は約16億円程度を見込んでおります。医業外収益の1億1,773万4,000円については一般会計からの繰り入れを見込んでおります。合わせて支出については、1億4,027万円を減額するものであります。1ページをお願いします。えー、4条、資本的収支でありますけれども、補正予定額は8億2,715万6,000円でありまして、企業債の8億円、他会計負担金の6,600万円、それから、出資金は逆に3,900万円増額であります。他会計負担金の6,600万円は、と、出資金の3,900万円は、一般会計からの負担金出資金を振り替えるものであります。支出については、5億750万円を減額します。第5条では、継続費として計上してました病院増改築の工事費34億3,900万円を減額するものであります。えー、8ページをご覧くださいと思います。まず、収益的収入はさきほど申しあげました内容で、入院収益を2億2,230万円減額、外来収益は7,540万円を減額します。で、一般会計からの負担金補助金につきましては、えー、他会計負担金のところに、説明のところにあります3月補正分3960万円、それから次の医業外収益の他会計補助金のところで、6,205万6,000円増額でありますけれども、内3,490万円は3月補正分、2,715万6,000円は、資本収支のほうへ収入補填のものを振り替えるものであります。えー、もう1件、一番下にあります他会計負担金、これについても3月補正分で5,550万円の増額で、合わせて1億3,000万円の増額ということになります。支出におきましては、それぞれ医師給与、手当等あの、不用見込額を減額しておりまして、給料では3,400万円、手当では3,750万円、それから、材料費のところでは、薬品費で3,200万円、診療材料費1,700万円、

給食材料費 700 万円の減額で、それぞれ、実質減員数と患者数の減による不用分であります。次に10ページ、11ページにつきましては、それぞれ経理関係の不要分と、一部光熱水費の電気使用料の増額分、下から4行目にあります機械器具関係修繕費につきましては、今年度、修繕でありまして、レントゲンの管球について、が、壊れてしまいまして、その1件で1,400万ほど修繕費が掛かってしまいましたので、不足分の1,150万円を補正するものであります。12ページ、13ページをご覧いただきたいと思います。えー、資金的収入及び支出でありますけれども、企業債については8億円の減額、他会計負担金につきましては当初予算で起債償還換金分を受ける、この課目で受ける予定でありましたけれども、そこを減額するものでありまして、収益収支へまわすものであります。出資金についても、建設改良繰入金ということで、起債償還分のところへ充当するのではなく、出資金のほうへ一般会計からの負担金を充当したいということの補正予算であります。えー、支出につきましては、建設改良事業の不執行による減額と、委託料等で予定しておりました不執行分の減額であります。以上、あの、提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日裁決として議事を進行いたします。

只今より、暫時休憩といたします。なお、再開時間は、11時35分といたします。

休憩 11時23分から
11時35分まで

○議長

休憩前に引き続き、再開をいたします。

日程第36、議案第34号 平成18年度 辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第34号 平成18年度 辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を追加いたしまして、総額を歳入歳出それぞれ 7,468 万円 9,000 円とするものでございます。6 ページをお願いいたします。えー、歳入につきましては、有線電話の使用料を40万円増額いたしました。歳出につきましては、維持管理費の中で、需用費の修繕料、これは各家庭に配布してございます端末機の修繕であります、70万円増額、また、委託料につきましては、30万円の減額ということでございます。以上、提案理由を申し上げます。原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第34号 平成18年度 辰野町有線放送特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 意義なしの声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第37、議案第35号 平成18年度 辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第35号 平成18年度 辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由のご説明を申し上げます。1 ページをお願いいたします。平成18年度 辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 1,368 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 12 億 5,409 万 1,000 円とするものであります。6 ページを

お開きください。歳入であります、介護保険料であります。下年度分特別徴収分を 1,329 万 3,000 円増額し、普通徴収分を 1,121 万減額するものであります。7 ページであります、国庫負担金であります。国庫負担金、2,463 万 9,000 円の減額であります。これは、県と国との負担割合が変わったため、国のほうが減るというものであります。2 の国庫補助金であります、156 万 5,000 円の減額であります。これは需要量の減であります。それから、介護保険事業費補助金であります、121 万 7,000 円の増額であります。これは、介護保険事業のシステムの変更によります。それによります国の補助金であります。8 ページをお開きください。支払基金の交付金であります、1457 万 4,000 円、それから、地域支援事業の交付金であります。これも 127 万円の減額であります、これは事業量の減に伴うものであります。9 ページの県支出金であります、介護給付金の負担金であります。これは 2,621 万 4,000 円の増額であります。これは先ほど申しあげました国の負担減により、その分県が負担増となります。その分の増額分であります。10 ページをお開きください。繰入金であります。えー、介護給付費の繰入金であります、139 万 3,000 円の減額、その他一般会計繰入金であります、24 万 4,000 円。これは事務費であります増額であります。歳出であります。11 ページであります、総務管理費の職員手当等であります、30 万円の増、これは職員異動に伴う増であります。それから、趣旨普及費であります、210 万 6,000 円の増。これは、先ほど申しあげましたシステムの改修に伴います負担金の増であります。それから、えー、介護認定審査会費であります、負担金 94 万 5,000 円。それから、12 ページのサービス総合、サービス給付等諸費の負担金、それから、えー、13 ページの介護予防事業費の委託料、それから、包括支援事業、任意事業費の委託料であります、それぞれ不用減額の減であります。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第35号 平成18年度 辰野町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 意義なしの声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第38、議案第36号 平成18年度林道施設災害復旧事業（林道ぬ
るで沢線）請負契約について

日程第39、議案第37号 平成18年度林道施設災害復旧事業
（林道 赤坂線）請負契約について

日程第40、議案第38号 平成18年度林道施設災害復旧事業
（林道 樋の沢線）請負契約について

以上、3件について一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは、議案第36号から議案第38号まで、提案理由を申し上げます。えー、議案36号、林道施設災害復旧事業ぬるで沢線につきまして、えー、小野工業、松田建設株式会社、小松建設株式会社、長田組土木株式会社長野支店、神稲建設株式会社辰野支店、株式会社ヤマウラ辰野支店、沖山建設株式会社、有限会社ソウワの8社による指名競争入札の結果、5,985万円で、長田組土木株式会社長野支店が落札決定いたしました。えー、2番札は、6,058万5,000円で、神稲建設株式会社辰野支店でございましたが、辰野町と落札業者間で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。それから、議案第37号、平成18年度林道施設災害復旧事業（林道 赤坂線）の請負契約につきまして、提案理由を申し上げます。この指名につきましても、小野工業株式会社、松田建設株式会社、小松建設株式会社、長田組土木株式会社長野支店、神稲建設株式会社辰野支店、株式会社ヤマウラ辰野支店、沖山建設株式会社、有限会社ソウワの8社でございまして、その結果、4,929万7,500円で、小野工業株式会社が落札決定をしたものでございます。えー、2番札は長田組土木株式会

社長野支店で、4,935万円で行いました。辰野町と落札業者間で、請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。次に、議案第38号、平成18年度林道施設災害復旧事業（林道 樋の沢線）の請負契約につきまして、提案理由を申し上げます。この入札につきましても、小野工業株式会社、松田建設株式会社、小松建設株式会社、長田組土木株式会社長野支店、神稲建設株式会社辰野支店、株式会社ヤマウラ辰野支店、沖山建設株式会社、有限会社ソウワの8社による指名競争入札を実施いたしました。その結果、6,615万円で、松田建設株式会社が落札を決定いたしました。えー、2番札は小松建設株式会社の、6,636万円で行いました。えー、辰野町と落札業者間で請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。なお、この3議案の工事内容につきましては、産業振興課長が説明申し上げますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○産業振興課長

それでは、工事概要、復旧工事の概要について、ご説明いたします。まず、林道ぬるで線で行いますけれども、えー、工区が1号から4号まででありまして、復旧延長が303m、ブロック積みが427.5㎡、L型擁壁が33m、擁壁工が738.6立米、フトン箆が99m、法面保護工が974.7㎡、ほかでございます。続きまして、林道赤坂線で行いますが、1号から3号までございまして、復旧延長が271m、ブロック積みが987.2㎡、擁壁工が65.7立米、護岸工が525.9㎡、舗装工が107.9㎡、法面保護工が290㎡、ほかでございます。続きまして、林道樋の沢線で行いますが、工区につきましては、その1からその29までということで、復旧延長が624mであります。ブロック積み工が1848.4㎡、法面保護工が10.8㎡、擁壁工が15.7立米でございます。えー、その他の工事一式でございます。えー、ご審議の上原案可決くださいますようよろしくお願い致します。

○議長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

始めに、議案第36号 平成18年度林道施設災害復旧事業（林道 ぬるで沢線）請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第37号 平成18年度林道施設災害復旧事業（林道 赤坂線）請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。
よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第38号 平成18年度林道施設災害復旧事業（林道 樋の沢線）請負契約についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。
よって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。
日程第41、議案第39号 長野県市町村総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

それでは、あの、議案第39号の提案理由を申し上げる前に、議案第39号から議案第47号までは、今日の議案第19号でご審議いただきましたが、地方自治法改正に伴う組織規約の変更であります。構成もそれぞれ異なりますので、一律的には統一的な変更ではありませんけれども、意図しているところは同様であります。それでは、議案第39号の提案理由でありますけれども、長野県市町村総合事務組合理約の変更につきまして、でありますけれども、地

方自治法の改正による規約の変更でありまして、裏面をご覧いただきたいと思
います。規約中、収入役を削除し、吏員を職員に改め、会計管理者を置くこと
とし、役員を選出方法を改めるものです。え、摘要につきましては、4月1日
から、お願いをするものであります。ご審議の上、議案可決くださいますよう
よろしく申し上げます。以上であります。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

質疑、討論を終結いたします。

議案第39号 長野県市町村総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第42、議案第40号 長野県市町村自治振興組合格約の変更について

日程第43、議案第41号 上伊那広域連合格約の変更について

以上、2件について一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第40号 長野県市町村自治振興組合格約の変更につきまして、提案理由
を申し上げます。えー、これは、地方自治法の一部を改正する法律の改正に伴
うものでございまして、裏面のほうにございますが、第6条の関係につきまし
ては、組合議員の任期の中に、収入役の記述があるものを削除するものであり
ます。第7条につきましては、管理者及び副管理者ということで、中の吏員を
職員に、第8条は、収入役の規定でございましたので、削除をするものであり
ます。第9条につきましては、事務局の設置及び職員ということで職員に改め、
また、あの一、条例整備をしたあと、組合に会計管理者を置き、管理者が職員
の内からこれを任命するというものに改めるものであります。それから、議案
第41号 上伊那広域連合格約の変更につきましても、提案理由を申し上げます

が、裏面のほうでお願いをいたします。えー、第11条中の、執行機関の組織の中の収入役を会計管理者に改め、第12条の執行機関の正式の方法の中で、関係市町村の助役を関係市町村の副市町村長に改め、それから、同条第5項で、収入役の規定がございましたが、これは広域連合長が、会計管理者を連合長が職員の内から任命するというところでございます。それから、13条につきましても、助役が副市町村長、それから、第14条につきましても、吏員その他の職員を職員に改めるものでございまして、ともに19年4月1日から施行するものでございますので、よろしくをお願いをいたします。以上、提案理由を申し上げます。原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

始めに、議案第40号 長野県市町村自治振興組合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 上伊那広域連合格約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第44、議案第42号 伊那消防組合格約の変更についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○消防署長

議案第42号 伊那消防組合理約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。裏面をご覧くださいと思います。地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、伊那消防組合理約の一部を変更するものでございます。第7条第1項中、収入役を会計管理者に改め、同条第4項中、伊那市助役を伊那市副市長に改め、同条第5項を次のように改める。5.会計管理者は組合長が職員の内から任命する。第8条中、助役及び収入役を、及び助役に、組織市町村の長ならびに伊那市の助役及び収入役を、組織市町村長及び伊那市副市長に改めるものでございます。この規約は、平成19年4月1日から施行するものでございます。以上、議案第42号の提案理由を説明させていただきました。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

議案第42号 伊那消防組合理約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第45、議案第43号 湖北行政事務組合理約の変更について

日程第46、議案第44号 伊北環境行政組合理約の変更について

日程第47、議案第45号 両小野国保病院組合理約の変更について

以上、3件について一括議題といたします

提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第43号 湖北行政事務組合理約の変更について、提案理由のご説明を申し上げます。地方自治法の一部を、改正する法律が施行されたことに伴いまして、及び湖北行政事務組合の議会議員の定数及び組織市町村の議会において、

選挙すべき組合員の定数の変更に伴いまして、湖北行政事務組合格約の一部を変更させていただくものであります。内容につきましては、裏面をご覧くださいと思います。構成市町村では大幅な議員定数が削減されたことに伴いまして、第5条中、議員の定数を、25名から17名に改め、岡谷市の13名を9名に、下諏訪町と辰野町の6名を4名に改めますと共に、地方自治法の一部改正に伴い、第7条中の、収入役を会計管理者に、同条の2項中、岡谷市助役を岡谷市副市長に、岡谷市収入役を岡谷市会計管理者に、9条を、第7条に規定する者か、この組合に職員を置き組合長が任命をするに改め、第7条第9条の変更規約につきましては、19年4月1日から施行し、経過措置といたしまして、第5条第1項の規定は、許可の日以後、初めて行われる選挙から摘要するものとする、というものであります。続いて、議案第四十四号 伊北環境行政組合格約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。これも同じく、地方自治法の一部を、改正する法律が施行されたことに伴います規約の一部を変更させていただくものであります。裏面をご覧くださいと思います。第7条中、組合長、助役及び収入役を、副組合長2人助役1人及び会計管理者1人に、同条4項中、箕輪町助役の内1人を箕輪町副町長に、同条第3第5項を、会計管理者は組合長が職員の内から任命するに、同条第6項を組合長、組合長及び助役が、組織町村長または箕輪町副町長を退職したときは、同時にその職を失うに、また、第9条を、第7条1項に定める者のほか、この組合に必要な職員を置くに改め、施行につきましては、平成19年4月1日からとするものであります。議案第45号、両小野国保病院組合格約の変更について、提案理由をご説明申し上げます。同じく地方自治法の一部を改正する法律が、施行されたことに伴いまして、両小野国保病院組合格約の一部を変更するものであります。えー、内容については、裏面をご覧くださいと思います。また、第7条の、議会議員の任期に関わる規定を整備するため、変更をお願いするものであります。えー、すみません。第7条中の但し書きを、但し議会議員の内から選出された組合議員の任期は、それぞれの市町村議会議員の任期とするとしまして、同条に第2項、組合議会の議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠議員を選出するものとする。第3項、前項の補欠議員の任期は前任者の残任期間とする、の2項を加えるものであります。また、地方自治法の一部を改正する法律が、施

行されたことに伴いまして、第8条第1項及び第3項中、収入役を会計管理者に改め、第9条中、この組合に必要な吏員その他の職員を、前条第1項に定める者のほか、この組合に職員に改め、施行については、19年4月1日からとするものであります。なお、経過措置といたしまして、この規約の施行の際、現に在籍する塩尻市収入役の任期中に限り、この規約による変更後の両小野国保病院組合規約第8条第3項の摘要につきましては、同項中、管理者の属する市または町とあるのを、辰野町とするものであります。以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

○6番（山岸）

えーと、議案の44号なんですけども、えーと、7条中、第7条第1項中、副組合長、助役及び収入役を、副組合長2人、次に助役ってあるんですけど、これは副町長に直さなくていいんですか。

○住民税務課長

えーと、組織市町村の打ち合わせの中で、これは助役ということで置くということに決定しましたので、そのようにご提案させていただきました。

○議長

はい、そのほかありませんか。

（質疑、討論なし）

質疑、討論を終結いたします。

始めに、議案第43号 湖北行政事務組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 伊北環境行政組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 両小野国保病院組合規約の変更についてを採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

日程第48、議案第46号 辰野町塩尻市小学校組合規約の変更について

日程第49、議案第47号 塩尻市辰野町中学校組合規約の変更について

以上、2件について一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○教育次長

議案第46号 辰野町塩尻市小学校組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。地方自治法の一部を改正する法律を施行することと、並びに組合議会議員の任期にかかる規定を整理をするため、整備をするために、一部を変更するものであります。裏面をご覧くださいと思います。最初に議員の任期ですけれども、7条で、次の但し書きを加えるというようなことで、任期が4年でございますけれども、但し、町議会及び市会議員の議員の内から選出された組合議会議員の議員の任期は、それぞれの町市議会の町市議会の議員の在任期間とする。また、7条の2項に加えるわけですが、2としまして、2項としまして、組合議会の議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠議員を選出するものとする。前項の補欠議員の任期は、前任者の残任期間とするということであります。それと、8条の関係ですけれども、これにつきましては、組合の執行機関の関係であります。助役及び収入役を、及び会計管理者に改める。それと、同条の2項ですけれども、助役は辰野町助役を、収入役は辰野町収入役を、会計管理者は辰野町会計管理者に改めるということ、収入役の変更と、それと、助役がこの執行機関から抜けるというようなことあります。

これにつきましては、平成 19 年 4 月 1 日から、施行をお願いしたいと思います。続きまして、塩尻市の、塩尻市辰野町中学校組合規約の変更でございますけれども、これに対しましても、地方自治法の一部改正の関係と、それと、議員の任期の整備をするためであります。裏面をご覧いただきたいと思っておりますけれども、えー、議員の任期ですけれども、7 条、さきほどの両小野組合と同じでございます。両小野小学校組合と同じでございます。また、8 条の関係ですけれども、組合の執行機関の関係ですが、やはり、助役、収入役の関係ということで、同じでございます。また、あの、経過措置の関係ですけれども、これにつきましては、塩尻市は収入役が任期まで置くというような形になっておりますので、それに対します経過措置でございます。以上、提案説明を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします

始めに、議案第 46 号 辰野町塩尻市小学校組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号 塩尻市辰野町中学校組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

日程第50、議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2、第6項の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。これは、議案第18号と関連いたしますが、辰野町地域活動支援センターを、指定管理者にしたいというものであります。上伊那地域を総括的に管理しております長野県社会福祉事業団に、指定管理者としてお願いしたいということがあります。えー、そのいただきました後、他の施設、辰野町以外の他の施設へも利用者が行けるというような、そういうメリットもありますので、お願いしたいと思います。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、総括的な問題について質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第48号につきましては、会議規則第37条の規定により、社会福祉常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議案第48号については、社会福祉常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第51、請願・陳情についてを議題といたします。

請願・陳情につきましては、あらかじめその写し、及文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○局長

請願・陳情等文書表。平成19年第2回3月定例会提出。請願・陳情、受理番号及び受理年月日、所管委員会、件名及び趣旨、提出者及び紹介議員の順で朗読いたします。

陳情第2号平成19年2月14日、経済建設常任委員会、日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に関する陳情書、上伊那地区労働組合会議 議長 宮島良夫。

陳情第3号平成19年2月16日、総務文教常任委員会、「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情、長野県国家公務員労働組合共闘会議 議長 佐藤幸男。

請願第4号平成19年2月26日、経済建設常任委員会、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願書、上伊那建設労働組合 組合長 保科幸雄、紹介議員 下田則己議員。以上です。

○議長

只今の請願・陳情3件につきましては、それぞれ所管の委員会へ審査を付託することにいたします。

以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。よって、本日の会議はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 16時48分

平成19年第2回辰野町議会定例会会議録(14日目)

1. 開会場所 辰野町議事堂
2. 開会年月日 平成19年3月20日 午後2時
3. 議員総数 18名
4. 出席議員数 18名

1番	根橋俊夫	2番	福島主計
3番	宮澤清隆	4番	小林光夫
5番	矢ヶ崎紀男	6番	山岸忠幸
7番	下田則巳	8番	宮原功
9番	向山正一	10番	福島英雄
11番	前田親人	12番	桜井はるみ
13番	遠藤裕子	14番	飯澤將武
15番	北條常信	16番	成瀬恵津子
17番	篠平良平	18番	赤羽敬一

5. 会議事項

- 日程第一、議案第十六号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定について
- 日程第二、議案第十七号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 日程第三、議案第二十号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第四、議案第二十一号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第五、議案第二十二号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第六、議案第十八号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

- 日程第七、議案第二十三号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する
条例について
- 日程第八、議案第二十四号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に
関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第九、議案第四十八号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第十、議案第一号、平成十九年度 辰野町一般会計予算の歳入の全部、
歳出の内、一 議会費、二 総務費、三 民生費の内児童福祉
費、九 消防費、十 教育費、十二 公債費、十四 予備費
議案第十四号、平成十九年度 辰野町有線放送特別会計予算
- 日程第十一、議案第一号、平成十九年度辰野町一般会計予算の歳出の内、三
民生費の内児童福祉費を除く、四 衛生費の内水道費を除く
議案第八号、平成十九年度辰野町国民健康保険特別会計予算
議案第九号、平成十九年度辰野町国民健康保険第一診療所特別
会計予算
議案第十号、平成十九年度辰野町国民健康保険川島診療所特別
会計予算
議案第十一号、平成十九年度辰野町老人保健医療特別会計予算
議案第十二号、平成十九年度町立辰野総合病院事業会計予算
議案第十三号、平成十九年度辰野町介護老人保健施設特別会計予
算
議案第十五号、平成十九年度辰野町介護保険特別会計予算
- 日程第十二、議案第一号、平成十九年度辰野町一般会計予算の歳出の内、四
衛生費の内水道費、六 農林水産業費、七 商工費、八 土木
費、十一 災害復旧費議案第二号、平成十九年度辰野町上水道
事業会計予算
議案第三号、平成十九年度辰野町簡易水道特別会計予算
議案第四号、平成十九年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
議案第五号、平成十九年度辰野町公共下水道特別会計予算
議案第六号、平成十九年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会
計予算

議案第七号、平成十九年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計
予算

日程第十三、議案第二十六号 平成十八年度辰野町一般会計補正予算（第九号）

日程第十四、議案第二十九号、平成十八年度 辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第三号）

日程第十五、議案第三十号、平成十八年度 辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

日程第十六、議案第三十三号、平成十八年度 町立辰野総合病院事業会計補正予算（第二号）

日程第十七、請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	矢ヶ崎 克彦	助 役	赤 羽 八洲男
収 入 役	花 岡 猛	教 育 長	古 村 仁 士
総務課長	加 島 範 久	まちづくり政策課長	平 泉 栄 一
保健福祉課長	赤 羽 敏 明	建設水道課長	野 澤 修 一
産業振興課長	桑 沢 高 秋	教育次長	白 鳥 義 政
消防署長	厨 川 雅 彦	病院事務課長	有 賀 米 吉
福寿苑事務長	小 沢 睦 美	開発公社常務理事	根 橋 正 美
代表監査委員	小 野 眞 一		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長 竹 入 俊 男

議会事務局庶務係長 飯 澤 誠

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 4 番 小 林 光 夫

議席 5 番 矢ヶ崎 紀 男

10. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

定足数に達しておりますので、第2回定例会、第14日目の会議が成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予め、お手元に配付したとおりであります。これより日程に基づく会議に入ります。

日程第1、議案第16号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定について

日程第2、議案第17号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について

日程第3、議案第20号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4、議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5、議案第22号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

以上、5議案を一括議題といたします。

総務文教常任委員会における審査結果を、総務文教常任委員長 福島英雄議員より報告を求めます。

○福島委員長

本定例会初日に、総務文教常任委員会に付託されました議案第16号、辰野町副町長の定数を定める条例の制定について、議案第17号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について、議案第20号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第22号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての以上、5件の条例案について、去る14日町担当職員の同席を求め、慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。まず、議案第十六号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定についてと、議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例、の2条例については、地方自治法の一部が改正・施行されたので、辰野町副町

長の定数を制定、そしてまた特別職の給与について、引き続き削減を行い、財政運営の健全化を図る、としたものであります。また、議案第17号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法が改正されたことにより、同法第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定したい。議案第20号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、辰野町職員の勤務時間内の休息時間の定めを削除するため、条例の一部を改正したい。そして、議案第22号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、人事員勧告に基づき、辰野町一般職の職員の扶養手当の額、管理職手当の支給方法を改正したい、としたものであります。委員会では、各条例案について、特別な意見はなく、全委員一致にて可決に決しました。以上、委員会における審査の結果をご報告いたしました。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

討論をおこないます。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

始めに、議案第16号 辰野町副町長の定数を定める条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案16号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 辰野町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案17号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第20号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案21号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案22号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第18号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について

日程第7、議案第23号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について

日程第8、議案第24号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

日程第9、議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について

以上、4議案を一括議題といたします。

社会福祉常任委員会における審査結果を、社会福祉常任委員長、下田則巳議員より報告を求めます。

○社会福祉常任委員長

3月定例議会初日に、社会福祉常任委員会に付託されました、議案第18号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議案第23号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について、議案第24号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について、以上、4議案について、3月定例議会14日、担当課長同席のもと説明を求め、慎重に審議をいたしました。議案第18号につきましては、特別の質問もなく、委員より、共同作業所の機能が、そのまま現在以上の効力を発するならば問題ないということで、全員一致で可決いたしました。議案第23号につきましては、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてですが、同じく少子化対策の一環として、乳幼児の支給対象年齢を引き上げを行うということで、全員一致で可決いたしました。議案第24号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正についての条例、提案理由を説明を受け、全員一致で検討いたしました結果、趣旨理解できるということで、全員一致で可決いたしました。議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について、同じく3月14日、担当課長同席のもと提案理由の説明を受け、委員会審議した結果、辰野町地域活動支援センター、現在の辰野町共同作業所を、指定管理者にお願いするという意味で審議いたしました結果、全員で可決いたしま

した。以上4議案、委員会で可決いたしましたので、全議員の賛同をいただきまして、本案件を可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

討論をおこないます。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。

始めに、議案第18号 辰野町地域活動支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号 辰野町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

委員長報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第24号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号 辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第1号、平成19年度 辰野町一般会計予算の歳入の全部、歳出の内、1 議会費、2 総務費、3 民生費の内児童福祉費、9 消防費、10 教育費、12 公債費、14 予備費

議案第14号、平成19年度 辰野町有線放送特別会計予算を議題といたします。

総務文教常任委員会における審査結果を、総務文教常任委員長 福島英雄議員より報告を求めます。

○総務文教常任委員長

本議会初日に、総務文教常任委員会に付託されました、議案第1号、平成19年度 辰野町一般会計予算の歳入の全部と、歳出の内、1 議会費、2 総務費、3 民生費の内児童福祉費、9 消防費、10 教育費、12 公債費、14 予備費。議案第14号、平成19年度 辰野町有線放送特別会計予算について、去る14日、15日の両日、収入役、担当職員の同席を求め、慎重に審査を行いました。以下、順を追って審査の結果を報告します。まず、平成十九年度予算は、協働の町づくりと行政評価を基本方針に据え、留意点としては平出越道団地に見られるように、大規模事業について、極力検討したことが説明されました。議案第1号、平成19年度、辰野町一般会計予算の内、歳入全部について主なものは、政府の三位一体政策の税源委譲により、町税が前年に比べて3億1,300

万円ほど増額となりました。地方贈与税は所得贈与税が廃止となり、前年より1億7,400万円ほど、さらに1億7,400万円ほど、さらに地方交付税は前年より9,000万円の減額が見込まれています。一方、法人町民税は2,100万円、固定資産税は2,300万円の増額が見込まれています。繰入金は8,800万円の減、町債は8,700万円の減額が計上されています。法人町民税については伸びが見込まれております。歳出では、まず、議会費では、経費節減のため、職員は2名とし、臨時職員1名の計3名体制としたい、との説明がありました。議員数も来期より14名となることから、経費削減を目指しています。次に総務費について、小野支所にオンライン端末の設置の計画があることが説明されました。文書広報費の広報たつものについて、カラー化された上、費用が減少したことは良かったが、町外の業者に印刷が移ってしまった経過について質問がありましたが、町外の業者ではあったが、広告掲載の営業活動ができる場所に決まったという説明に対し、広告代理店の利用も可能であるから、町内でも同等に手掛けるところが出てくることが期待されるとの意見が、委員からありました。県のコモンズ支援金が、8月に、5月に買い取り予定であり、地域発元気づくり支援策を進めている当町も、期待していることの説明がありました。道路、水路、いわゆる赤線、青線の払い下げによる収入はないか、ないのか。所有権の明確化が必要ではないか、との指摘が委員からありました。駅前駐車場の利用が減っていることについて、ほたる祭りの間の一ヶ月を使用できないことが影響しているためと思われるが、満杯となっていないことに対して、一考が必要であるとの指摘がありました。ゴミ処理手数料について、袋として出す人が多くなっている状況が説明されました。財産管理費については、地代の見直しによりマイナス3%となっていること、職員のスキルアップ研修会については4回予定していること、温泉スタンドについては、カードリーダー3台がまだ使えるので、使える間はカードの増刷で対応し、その後コイン式を考えたいとのことなどの説明がありました。また、3年目となる行政評価システムの構築委託、共同の町づくり支援金事業補助を、10万円から50万円増額すること。アイトモよりの訪町が予定、予想されるため、交流費が計上されていること。また、交流協会にお願いしている中学生派遣に関して、60万円を負担金扱いから補助金扱いに変更したことなどについて説明がありました。県の電子申請シス

テムについての、光学ネットワークについて質問があり、国の住基ネットやL G 1に繋がり、行政ネットワークを総合的に利用できるようにするための、県で計画しているもので、広域行政ごとに加入するための加入金として、490万円を4年に分けて負担したいとの説明に対して、全体像と目的をはっきり説明して欲しいとの要望が出されました。後日、提出説明をいただきました。まちづくり委員会の委員を増員したいとの説明がありました。情報化推進委員会の活性化が必要であるのではないかと、との指摘がありました。統計調査の事務処理について、民間業者の公募の考えについて、プライバシーに注意することの必要性が指摘されました。会計管理事務費での22万円の減については、金融機関への手数料について、納付書伝票をまとめることにより、発行枚数を減らすことで見込みたいとの説明がありました。次に社会教育費については、美術館の閉館日数について質問があり、冬季の閉館、展示外閉館、定期休館で、150日の閉館を予定していることが説明されました。社会教育事務費について、学童クラブの運営について、運営時間や補助金の基準についての質問がありました。図書館の賃金の上昇分については、豊南短大の生徒による体験実習に対する分であることの説明がありました。文化財保護事業のしだれ栗に関しての予算は、森林公園管理費と統合しては、との指摘に対して、しだれ栗自生地の保護に関する事業のためのもので、パターゴルフ場やバンガロー等の農林水産費の管理費とは違うとの説明がありました。文化財について、写真入りの屋内用掲示板を、1枚10万円ほどで年2枚ずつ、これから設置していきたいとの説明がありました。保育園児の他市町村の保育園との預かりとの、との、預かりと預けの状況について質問があり、預かり、預けについての、について、各々9人あるが、管理時間の違いなどの問題があり、現在、上伊那広域での検討を要望中であること。また辰野町は、その他の広域にも隣接しているため、調整が複雑であることが説明されました。また、臨時保育士の現在の人数について、確認がされました。川島児童館では、保育士が常時最低2名いることが可能となるよう、調理師と保育士の免許を両方持っている職員を配置することにより、これを実現することが説明されました。なお、川島児童館の存廃については、地域の皆さんと一緒に話し合い、9月末までに方向を出していきたいとの説明がありました。15日の午後、公表をもらっている子育て支援センターの状況、

一般質問でも、下田議員より質問のあった、埋蔵文化財を保管している駅ビル2階、そして、19年度1年をかけて、存廃について検討、計画なる川島児童館を現場視察したことをここでご報告しておきます。図書館の図書検索システムの更新については、導入が予定されている伊那図書館の図書検索システムの利用が可能か、照会中であるとの説明がありました。教育費では、給食について検討条件についての質問があり、一般、校長・教頭先生、調理・栄養士で構成される検討委員会をつくって、来年度中の答申を目指したいとの説明がありました。東小学校の大規模改修が延びていることに対して、耐震工事は、防災のために優先順位をあげることが大事であること。また、工事については、管理棟より生徒のいることの多い教育棟を先行すべきであり、今回の延期については、小学校PTA 始め地元住民への説明が必要である、との要望が出されました。箕輪町や塩尻市では、導入済みであるという用務員の集中化について、平成14年度に、平成19年度に導入したいとの説明がありました。中学校議会の際に、要望として提案されたスプーンについては、補正で対応したいとの答弁がありました。次に消防費について、防寒ジャンパー 256 着の購入が予定されている説明がありました。防火水槽・消火栓について、現在要望が出ている場所についての質問があり、防火水槽については、9箇所ほどの申請場所について説明がありました。町の事情は理解できるが、防災のための防火水槽であるので、優先順位を上げて極力対応をお願いしたいとの意見が出されました。以上、採択の結果、全員一致にて可決に決しました。続きまして、議案第14号、平成19年度、辰野町有線放送特別会計予算について報告いたします。補助事業のため、見直しができなかった有線システムですが、導入して10年となり機器も老朽化している現状と、デジタル放送への対応が必要であることなどから、以後のシステムについて検討していくことが説明され、まず、文字放送を充実し、ほたるチャンネルで流しているお天気情報を文字放送に含めたいとの説明がありました。お天気情報の対応について、現在これを利用されている方々に不便が生じないように、との希望が出されました。以上、慎重に審査を行い、審査を行い、委員全員一致して可決すべきものと決しましたので、全議員の賛同をいただき可決くださいますようお願いいたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

日程第11、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内、3 民生費の内児童福祉費を除く、4 衛生費の内水道費を除く

議案第8号、平成19年度辰野町国民健康保険特別会計予算

議案第9号、平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算

議案第10号、平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算

議案第11号、平成19年度辰野町老人保健医療特別会計予算

議案第12号、平成19年度町立辰野総合病院事業会計予算

議案第13号、平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算

議案第15号、平成19年度辰野町介護保険特別会計予算

を議題といたします。社会福祉常任委員会における審査結果を社会福祉常任委員長、下田則巳議員より報告を求めます。

○社会福祉常任委員長

第2回3月定例議会、社会福祉常任委員会に付託されました、議案第一号、民生費の内児童福祉費を除く、第4 衛生費の内水道費を除くについて、委員会の審査結果を報告いたします。去る3月14日、午前9時より委員会室において、委員全員出席、矢ヶ崎町長の同席を求め、担当課長、担当係長のもと、予算について説明を求め、慎重に審査をいたしました。議案第3号、民生費の内児童福祉費を除くについての審査の報告をいたします。平成19年度について、平成18年度に比べて1.3%減額である福祉タクシー・バスについては、交通弱者に少しでも日が当たるようになったけれども、現在さらに民生委員等を通じ、地域にあったってもらい、十二分に検討してもらって、家庭に籠もることのないような奨め方を要望いたします。身障者障害者等支援事業では、自立支援法の改正により、介護給付費、介護給付費の内の施設訓練費、地域生活支援事業費等が、1億4,123万円計上されております。これは18年度より1,651万円ほど減になっております。児童手当費については、小学校修学前特別給付で、小

学校特別給付被用者は 990 人、非被用者は 1,550 人という報告でありました。衛生費水道費を除くについてを報告いたします。診療所費については、今年度は、両小野病院の負担金が微増となっております。また、聖地管理費では、昨年聖地管理費で18年度、霊園を増設いたしました。今年度事業の中では環境整備のために、工事請負費として 500 万円が計上されております。委員会として、どの場所がどのように工事されるのかということで、委員会の現場視察を行いました。老人健康事業では、委託事業のうち、住民が健康で住みやすい町づくりのために、事業の内容を十分に、十二分に町民に報告し、広報等で PR に努めて欲しい。また、各種診療を受けることにより早期発見、また早期治療、また今後は脳ドック等も加えて、高齢化が進むと同時に高額医療も発生するので、予防医療に努めるように要望いたしました。清掃費、塵芥処理事業では、委託料で18年度より 1,994 万円ほど減になっております。不燃物、古紙、可燃物などの収集及び、伊北環境衛生行政組合、湖北行政事務組合等での費用が多くなっております。ゴミの減量化については、遠藤議員からの一般質問がありましたけれども、全町民が参加するような方向で PR に努めて、ゴミの減量化に努めて欲しいとの要望がありました。また、委員会よりゴミの袋の使用状態については質問いたしました。使用率としては現在 60% 台であると、今後使用の袋の使用量を増すということは考えていないという報告がありました。スチール、アルミなどの収集量により、町へ一部の収入があるとの説明も受けました。委員会要望では、生活習慣予防に対する各種の健康相談を通して、疾病の早期発見早期治療のできる体制を、保健福祉課と一緒に、体制を整えていただければありがたいということで、審査の結果全員で可決いたしました。議案第 8 号、19年度辰野町国民健康保険特別会計について、基本的に国民皆保険という中で、地域に求められている医療制度、これからの治療中心からの、中心から、予防や健康づくりへと、町民が安心して日々の暮らせる体制及び財政基盤の確立を要望して、審議に入りました。18年度は国の大幅な医療制度改革により、改革の始まりで、国民健康保険制度についても大変なスタートであったとの説明がありました。一般会計からの繰入は法的給付のみ繰入となっているが、不足であるからと言って安易に一般会計からの繰入することはできない。健康保険の加入者との負担の不公平が発生するとの説明がありました。国保予

算額では、20億 7,170 万円前年度より大幅に伸び、保険給付費では、特に伸びている部分については、退職被保険者等療養給付金で、定年を迎えて安心した時に病気になる年齢層が多くなっているという報告がありました。また、それに合わせて高額療養費も増加をしている傾向であります。滞納整理については、収納率の向上に努めるよう要望いたしました。委員からは、高額療養費を少なく抑えるために、基本的なアドバイス、早期に医療を受けるようなパンフレットや、基本的な給付を抑える考え、個人の努力目標など、健康保健福祉との連携も考えながら求める意見も出ました。審議の結果全員一致で可決いたしました。議案第9号、平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計について、予算額は872万 7,000円であります。現在、診療所に従事する先生は、先生にすべてお願いしている状態であり、19年度の診療者見込みとしては約770人前後であり、19年度は週2日の診療となるとの報告を受けました。地域医療機関としての今後の運営については、委員より、十二分に検討されるように意見が出されました。また、診療日については、広報あるいは地域の区長さんを通じて、開業する日を徹底していただくようにということで、議員全員一致で可決いたしました。議案第10号、平成19年度、辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算について、第一診療所と同じで、非常に厳しい状況ではありますが、現在お願いしている先生に、すべてお任せという形の中で診療に入っております。今年度の予定人員については700人前後を予定しております。今後、第一診療所と同様に運営については、十二分に検討していただきながら、地域の連絡を十分に踏まえ奨めるように、全員一致で審査の結果可決いたしました。議案第11号、平成19年度辰野町老人保健医療特別会計予算、予算総額が23億4707万円であり、老人保健医療制度の該当者は少ない傾向にあります。昨年より減額になっておりますが、実績で予算化しているため、多くなれば増額になるとの説明であり、審査の結果、全員一致で可決いたしました。議案第12号、平成19年度、町立辰野総合病院事業会計予算、審査について報告いたします。19年度病院収入では、一日平均、入院が101人、年間3万6,900人、外来一日平均434人、年間11万1,550人の患者予定で、見込みが主たる収入との説明を受けました。収入予定として21億9,679万5,000円であり、支出についても同額である。病院の予算については、均衡予算であるため、大きくなれば当然収

入支出が変わっていくという説明を受けました。入院費用収益では1人あたりが入院すると、見込みとして入院費では一日あたり2万8,300円、外来収益では、1人あたり一日一回入れば8,700円であり、町の一般会計よりの繰入は、1億5,900万円を加えて、前年度より6.4%減、21億9,679万5,000円という報告がありました。負担なる新たな予算化はないということで、全員一致で審査の結果可決といたしました。また、新病院建設についての話をいたしましたところ、町側の説明では、二次医療、町の病院として、手術ができるまでの病院は考えている。現在説明準備を、説明会準備を始めて、資料を作っており、4月までに作り終え、5月に入ったら、町内の数ヶ所で提案説明会を行っていく。委員からは、現在の病院を一部改修して使用できないか。あるいは、耐震措置を増加することはできないか、というような意見が出ました。しかし、現在のままの病院でいると、現在勤務しておる先生たちに見切りをつけられる心配がないか、との心配する声も出ました。再度、町民に本当に病院が必要か、また、現在の体制の中でどんな病院がつけられるのか。また、国の病院に対する方向が定まらない中で、療養病床やあるいは現在の透析の患者の方は、辰野病院を本当に必要としているとの意見も出され、建設規模を縮小する、あるいは診療科目を選択する、などのことも考えて欲しいと、委員から意見も出されました。また、起債の件については、質問の中、いったん中止してあるので、19年度では利用することはない。また、内部留保資金については、土地代、設計料で使用しているとの説明がありました。病院建設に合わせて、現在の方式についても検討を加え、医師確保については、精一杯努力をしていただきますように要望したいと委員から意見が出されました。以上、病院建設についての意見交換を報告いたします。議案第13号について、平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計についてです。えー、ついて、審査結果を報告いたします。介護保険法の規定に基づき、介護要介護者に対して看護・医学的に管理のもとに、日常生活に一番近い施設であり、利用者については、入所者と通所者について分かれているが、介護保険法の見直しにより、入所者は一日ほぼ前年並みであるのに対し、通所する方は非常に大幅にマイナスになっている。現状のままの運営では、改善や経費の節減だけでは、収益を上げることは難しくなっているとの説明がありました。また、町の一般会計より繰入を行っているものは、

起債、償還金等を含めて、2,617万6,000円であることを報告されました。この償還期限については、平成33年まで償還が続くという報告がなされました。審査の結果、全員一致で可決いたしました。議案第15号、辰野町介護保険特別会計予算について、予算額13億7,318万円、18年度に比べて9.8%増となっております。介護保険料第一号被保険者については65歳以上ですが、5,493人、金額にして678万円ほどの増となっております。また、介護予防事業の中では、18年度より253万円ほど減額になり、特に委託料については、18年度より357万円ほどの減額になっているということで、委員の中から、地域で行っている介護予防事業が、現在よりサービス低下になるのではないかと心配がありますが、一応説明の中で、そのために項目を変えて、今以上のサービスの低下にならないように続けていくという説明を受けました。また、介護者のリフレッシュについては、家族介護支援を行っている皆さんに、できるだけ一日でも、心身を休めてもらえることができるようにということで、もっとPRに努めて利用を高めて欲しいという意見が出されました。審査の結果、全員一致で可決いたしました。以上、委員会報告いたします。全議員の賛同をいただきますようお願いして、委員長報告いたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

日程第12、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 10 土木費、11 災害復旧費

議案第2号、平成19年度辰野町上水道事業会計予算

議案第3号、平成19年度辰野町簡易水道特別会計予算

議案第4号、平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計予算

議案第5号、平成19年度辰野町公共下水道特別会計予算

議案第6号、平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算

議案第7号、平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算

を議題といたします。

経済建設常任委員会における審査結果を経済建設常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○経済建設常任委員長

えー、経済建設常任委員会の報告をいたします。今議会におきまして、経済建設常任委員会に付託されました議案は、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、11 災害復旧費。議案第2号、平成19年度辰野町上水道事業会計予算。議案第3号、平成19年度辰野町簡易水道特別会計予算。議案第4号、平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計予算。議案第5号、平成19年度辰野町公共下水道特別会計予算。議案第6号、平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算。議案第7号、平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算。以上、7議案であります。去る3月14、15の両日、午前9時から委員会室において、委員6名全員出席し、助役ならびに担当課長出席のもと、担当職員の説明を求め、慎重に審査を行いました。また、3月15日午後1時から、委員全員で公共下水道事業、下辰野地区、上野辺地道路整備事業、上水道矢沢原配水池建設事業、元気な地域づくり交付金事業、北大出大日尻地区、城前橋改築事業の現場視察を行いました。以下、質疑討論のあった点を中心にご報告をいたします。まず、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計予算の歳出の内、4 衛生費の内水道費、6 農林水産業費、7 商工費、8 土木費、11 災害復旧費について、ご報告をいたします。衛生費の内水道費は、主なものは、上水道起債償還負担金と簡易水道起債償還のための繰り出し金です。例年通りの予算となっております。農林水産業費は、前年度予算とほぼ同額の3億円余となっております。農業委員が改選され、委員定数が4名減の16名になる見込みの中で、19年度から、米に関する品目横断的価格安定対策など、国の農業政策が大きく変更されます。これらの政策は、戦後で最も大きな変更と言われており、否が応でも対応が迫られている状況下にあつて、農業委員会の活動の活性化に関しまして、多くの意見が出されました。経営安定対策に関して、現在5地区での検討が進んでおりますが、農業委員は任期が3年あるので、リーダーシップをとって活躍して欲しい。議会と農業委員会との懇談会で、出された意

見を継承し、新しい農業委員会での活動に活かして欲しいなどの要望が出されました。これらの点につきましては、要望事項として提出をしてあります。また、農地の流動化対策に関して、現在は利用権の設定が主となっているとの説明でしたが、所有権の移転についても、さらに取り組んでいただくよう要望がありました。えー、西部土地改良区の畑作振興については、現在優良作目の研究が行われていますが、まだ十分な成果が得られず、荒廃畑が目立つことから、早急に研究成果をあげて、普及に移すよう要望ありました。有害鳥獣対策については、有害鳥獣駆除対策協議会に前年同様96万円の補助金を支出し、同協議会から町猟友会に対して、60万円の補助金が支出されています、などが支出されています。18年度は、熊、猪、日本鹿などの被害が多発しているの、19年度においては、さらに総合的な対策を推進し、有効な対策に対する助成を充実するよう要望が出されました。地産地消地域支援事業について、県の事業が廃止されたことに伴い、町も廃止する予算案となっておりますが、今後、地産地消事業は重要と考えるので、必要な事業について検討するよう、要望がありました。林業費関係では、19年度から、しだれ栗森林公園の管理を指定管理に移行する計画となっております。広域林道西部線は、19年度で小横川地区まで開通します。今後の計画について質問があり、19年度において川島地区と協議するとの説明がありました。また、間伐事業について、昨年夏の豪雨災害の原因の一つに、森林整備の遅れが指摘されている中で、国県の間伐関係の予算が減少しているとの説明があり、今後、予算を増やすように、国県に対して要望して欲しいとの意見がありました。商工費に関しては、観光について、商工会との連携を一層強めて取り組みを強化すべきとの意見がありました。ほたる祭りが、19年度は60周年の前年度にあたることから、19年度は企画立案を行うとの説明でした。ほたる祭りの際に、ほたるについて説明できるガイドを育成するよう意見が出されましたが、ボランティアによって行ってきたいとの説明がありました。土木費については、19年度の重点事業は、城前橋の架け替え、上野辺地道路事業、町営越道住宅団地の建て替えです。用地対策費は、新町工業団地の道路部分などを、町が取得する経費が主なものです。土地開発公社のありかたに関して、多くの意見が出されました。土地開発公社の負債を、早期に減らしていくことが急務であることから、保有土地の売却を急ぐこと、役員

体制について外部からの任用を検討し、より適正な運営を図るべきであるとの意見が出されました。国道 153 号の渋滞解消、交通安全対策など、懸案となっている道路問題について、県の考え方は、住民の合意と地権者の了承が得られれば、積極的に対応していくとの立場のようであり、町としては、ワークショップなどを活用して、積極的に、該当地域の区や地域住民と、具体的に懇談を進め、渋滞対策などに、積極的に取り組んで欲しいとの意見が出されました。住宅建設については、古くなった団地の建て替えは必要であるが、同時に、丸山団地のような修理すれば使える家賃の安い住宅も、需用があるので残していくべきであるとの意見に対し、今後とも一定数の家賃の安い住宅は、確保していきたいとの説明がありました。災害復旧には、豪雨災害の繰越分であり、農地災害が 2 箇所、林道災害が 1 箇所となっています。農地災害については、耕作時期までに間に合わせるよう要望いたしました。次に、特別会計に移ります。議案第 2 号、辰野町上水道事業会計予算について報告いたします。19 年度の主な事業は、矢沢原配水池建設、新樋橋たもとのポンプの入れ替え、辰野駅前の下水道工事に伴う配管の入れ替え、新水源の確保のための調査です。経営状況は良好であるので、引き続き効率的な予算執行と、事業の推進を要望いたしました。議案第 3 号、辰野町簡易水道特別会計予算について報告をいたします。8 つの簡易水道事業に関する予算で、歳出は例年通り、いずれも水質検査が主なものであります。議案第 4 号、辰野町小野簡易水道特別会計予算について、報告をいたします。19 年度は特別の事業計画はなく、例年通りの予算となっております。議案第 5 号、辰野町公共下水道特別会計予算について報告いたします。19 年度は、駅前の工事に着手をし、2 箇年で 20 年度には完了して、全町で下水道が完備することになります。19 年度では全体事業の約 70%、延長 2000 m を実施いたします。今年度予算書から、羽北特環を併合した予算書の体裁となっております。なお、年度末起債残高見込みは、約 100 億円となっております。議案第 6 号、辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算について、報告をいたします。塩尻市との共同事業であり、例年通りの予算となっております。年度末起債、年度末の起債残高見込みは、約 10 億円であります。議案第 7 号、辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算について、報告いたします。5 地区において、事業を例年通り運営していく予算となっております。沢底地区が、約

30万円の使用料収入が減額となっている理由について質問があり、前年度予算は過大見積りであって、加入者の変動は、ほとんどないと説明されました。年度末の起債残高見込みは、約9億円であります。7議案についての審査状況は、以上の通りであります。審査結果は、別紙審査報告書のとおり、すべての議案について、委員全員一致可決であります。全議員の賛同をいただき、可決くださいますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑を行います。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

各常任委員長の審査結果報告の中に、要望事項等がありますので、町長より答弁を求めます。

○町長

委員会審査、ご苦労様でございました。えー、中と言いますか、要望事項も届いておりますので、一部簡単にお答えを申し上げたいと、こんなふうに思います。まず、総務文教常任委員会のほうでありますけれども、東小学校大規模改修が、少し繰り延べになっている。やり方、あるいはまた、予算の問題、相対的に一般質問でお答えしたとおりであります。えー、要望として、次回可能な限り、優先順位を上げろということでもあります。ほかの事業と比べて。なお、また管理棟よりも、生徒のいるほうの教育棟のほうを優先しろという要望であります。そのようになるように至急検討をさせてみたいと、こんなふうに思っております。えー、もちろん避難場所にもなっているということで、大規模改修工事が延期になったことを、地元ならびに東小PTAのほうにも、知らせろということではありますが、えー、これに対しましては、実際にどうなのか。やるというふうに期待をされているようなふうに、住民の皆さんとして披瀝されているかどうか。されていれば、当然説明をしなければならないと、こんなふうに思いますが、何かいろんな良い方法を考えながら、またご説明を事情を説明をしてみたいと、こんなふうに思っております。えー、防火貯水槽の問題もあります。この予算だけでなく、今やはり一基だけで予算つけるってわけにはいきません。えー、やっぱり3基以上とかいうふうにならないと、いま国

の方は、小さいところの切り捨てという目的であるかどうかは知りませんが、あるいはまた3基4基つてなると、分担金もあつたりしますので、あの、申請しにくいようにしてあるのか、あるいは小さいところは3基4基つたつて、1基だけでいいのか、じゃそういうところは、自分でやりなさいというようなことでありますので、また交渉をしてみても考えてはまいります。えー、社会福祉常任委員会のほうであります、えー、国保第一診、あるいはまた川島診のほうであります、診療所のほうであります、えー、19年度以降の対応、現在の医師の継続については、どのように考えているかということですが、前にもお話申し上げましたように、今のお医者さんがやってくれている以上は、続けて行かなきゃならないということになります。えー、もしお辞めになれば、医師確保をその時点、あるいは前もってでもいいんでしょうけども、それはいつお辞めになるか分かりませんので、えー、できるだけ末長くやって欲しいと、同時にまた、医師の高齢化など、それからまた、そこへ掛かる患者さんの数の推移、だいぶ下がってきておりますので、えー、医師の高齢化とお疲れ気味というようなことで、日数を減らしながら、今対応しているところではありますが、適宜対応はしてまいります。代わりのまた医師もつていうことになると、とても大変なことかなとも思ったりしているところがあります。ま、リタイアしたお医者さんでもよければ、また結構でありますので、そういう人がいればその時点で検討いたします。えー、高齢化社会に対しての、疾病予防対策ということになります。なお、そのとおりで、これはございますので、町もいずれにしましても、いろんな場所を使いながら、地域の住民の支援事業ということで、取り組みをしているところありますし、またあの、いろんな地域包括センターという名のもとに、えー、できるだけあのー、疾病になる前の段階の運動だとか、また病気に対する知識だとか、えー、メタボリックシンドロームだとか、そんなことに対しましての知識向上を、また、ならない方法なども開設しておりますし、またこのことも続けていきたいなと思っております。えー、辰野病院の医師確保について、あるいはまた、病院の新築に向けてということですが、専任の職員を、現在の事務長兼務という形でなくて、ということですが、考えさせていただいております。あとはさきほど来、続いていると同じことですが、さきほど来て言いますか、今申し上げ

たのと同じであります。老人保健事業の各種検診、より多く町民が利用していただきたい。このようにまた、アピールを、あの、していきたいと思っております。早期発見、早期治療のことに基づいてまいります。えー、次は、経済建設常任委員長のほうでございますけれども、難しい農業に關しましてのリーダーシップは、また農業委員会がとるべきであるということでもあります。ここで、農業委員の皆さん方も人数が、若干定員が減りまして、また、新たに再選されたわけでありまして、またつい昨日などは、旧といいますか、今新しくから見ると旧であります。現在続いている皆さん方の、最終農業委員会が行われたところであります。また、これもまた、どんなふうに対応するのか、国のほうの政策はどんどん変わってきておりますので、品目横断的懸案対策事業とかですね、ああいったもので、4ヘクタール以上とか、えー、20ヘクタール以上、これはあの国民の声があつて、若干あの、もう少し中山間のところでは、減らした面積でもいいって言うんですが、それでも大きなことで、大変なことであります。結局、大規模化的にやっついていかないと、もう補助金はつけないと、あとは勝手にやっついて下さいって言うことですから、農業の皆さん方は、疲弊しちゃったり、遊休荒廢地がでる政策には、これは間違いありませんので、できるだけまた、国のほうへも要望して、しながら、また県、県知事会ほか、病院の問題ほかだと同じように、地方切り捨てのような動きが出てきておりますので、同時にそういったことを、改革と称して予算を減らしているんです。改革で予算を減らし、結果的には地方切り捨てになっていますから、そうに対しての、やっぱりようやく気が付いて、今議論が少しずつ始まってきているところではありますが、そういった、あの、国の動きを見ながらの対策を立てなきゃいけない。もし国が朝令暮改であれば、対応策も朝令暮改にしてかなきゃいけないということで、大変なことではあります。えー、伊那西部地区の畑作振興について、関係機関が引き続き試験、試験の研究を勢力的に行つて、具体的な成果を上げて、優良品目の導入、営農技術の普及がなされるよう、要望されたいということでもありますので、これもそのとおりかと思ひます。せつかくの畑灌、考えができていますわけでもありますから、このことも要望してまいります。有害鳥獣につきましての問題でもありますから、今までやっていること、さらにまた反省に基づいて、深刻な問題を解消するよ

うなふうには努力してまいります。一方、道路関係、153号などの渋滞ほかであります。これはあの県のほうへも、こちらの委員長のほうも要望せよということでもありますから、今一生懸命ワークショップやって、どの路線がいいのか、地域ぐるみであの話し合いをつけて、またできれば自治体ぐるみでも話をつけて、早期達成できるように採択されるようには努力してまいります。現在進めている徳本カーブほかなどは、早く進捗させるようには努力してまいりたいと思います。用地対策として、土地開発公社が保有する土地については、適正価格による処分を急ぎということでもありますから、これももうすでに民間の業者にも、あの一覧表出しまして協力を得て、一部売れたところもあるわけですが、やはりこれからの時代、あまりこの目的、まあ、そういった目的のためにやったんでしょうけども、やはりあの、売却見込みのないところを、保有してるほどの今余裕がありませんので、えー、今後のことはそういったことに対しては、気をつけながら、また今保有するものは、できるだけなんとか売るように向けて進めるように、売却も含めて考えていきたいと思っております。以上であります。

○ 議長

只今、委員長報告の行われました、日程第10から日程第12までについて、一括して討論を行います。ありませんか。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。これより採決をいたします。

始めに、議案第1号、平成19年度辰野町一般会計予算についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。次に、議案第2号、平成19年度辰野町上水道事業会計予算

議案第 3 号、平成19年度辰野町簡易水道特別会計予算
議案第 4 号、平成19年度辰野町小野簡易水道特別会計予算
議案第 5 号、平成19年度辰野町公共下水道特別会計予算
議案第 6 号、平成19年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計予算
議案第 7 号、平成19年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計予算
議案第 8 号、平成19年度辰野町国民健康保険特別会計予算
議案第 9 号、平成19年度辰野町国民健康保険第一診療所特別会計予算
議案第10号、平成19年度辰野町国民健康保険川島診療所特別会計予算
議案第11号、平成19年度辰野町老人保健医療特別会計予算
議案第12号、平成19年度町立辰野総合病院事業会計予算
議案第13号、平成19年度辰野町介護老人保健施設特別会計予算
議案第14号、平成19年度辰野町有線放送特別会計予算
議案第15号、平成19年度辰野町介護保険特別会計予算

以上、14議案についてを一括採決いたします。お諮りいたします。

本案に対する各委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案 2 号から議案第15号までの14議案につきましては、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第26号 平成18年度辰野町一般会計補正予算（第 9 号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

○ 1 番（根橋）

31ページの消防費で、災害補償費 140 万っていうことでもありますけれども、これはどのような内容でしょうか。

○消防署長

公務災害補償費についてでございますが、えー、昨年の 7 月豪雨災害発生時に民間協力者として、協力された方の、えー、で亡くなら、死亡された方の、

消防協力された方の、消防団員と公務災害補償基金の保証制度に、認定をされた方の補償費でございます。

○議長

そのほかありませんか。質疑を終結いたします。

討論を行います。ありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。

これより、議案第26号、平成18年度辰野町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、議案26号は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第29号、平成18年度 辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

討論を行います。

(討論なし)

○議長

討論を終結いたします。

これより、議案第29号、平成18年度 辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案29号は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第30号、平成18年度 辰野町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○議長

討論を終結いたします。

これより議案第30号、平成18年度 辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案30号は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第33号、平成18年度 町立辰野総合病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。討論を行います。

○議長

討論を終結いたします。

これより、議案第33号、平成18年度 町立辰野総合病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

日程第17、請願・陳情についての委員長報告を議題といたします。

本定例会初日に、各常任委員会へ付託されました請願・陳情について、各常任委員長より、審査結果の報告を求めます。始めに、

日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する陳情書

「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願書

以上、2件について、経済建設常任委員会における審査結果を、経済建設常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○経済建設常任委員長

議会初日において、経済建設常任委員会に付託されました請願・陳情は、陳情第2号、日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易交渉）に対する陳情及び請願第4号、公共工事における賃金等確保法（仮称）の制定など、公共工事における労働、建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願であります。3月14日委員全員出席のもと、担当課長の同席を求めて慎重に審査を行いましたので、その結果を報告いたします。まず、陳情第2号については、FTA（自由貿易協定）とは、物品の関税及びその他の制限的通称規則や、サービス貿易の障壁の撤廃を内容とするGATT第24条およびGATS（サービス貿易にかんする一般協定）第5条にて定義される協定であり、EPA（経済連携協定）とは、FTAの要素を含みつつ、締約国間で経済取引の円滑化、経済制度の調和、協力の促進等、市場制度や経済活動の一本化のための取引を含む、対象分野の幅広い協定とされているところ、政府は今年から、オーストラリア政府とEPAとFTA交渉を行う方針で、豪州政府は交渉の場では、農産物を含む完全撤廃を強く主張するとみられております。もし、豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4品目で、約8000億円もの打撃となり、食料自給率も30%台に低下するなど、日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受け、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。また、オーストラリアの農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、我が国の食料安全保障上、危惧されることでもあります。以上から、陳情第2号は、時宜を得た陳情であるとの意見により、委員全員一致採択と決しました。次に、請願第4号につ

いて報告をいたします。審査に先立ち、紹介議員である下田則己議員から趣旨の説明を受けました。説明では、建設労働者の賃金実態が語られ、最低賃金制度もあるが、建設業界の元請け、下請け、孫請けなどの多重構造のもとで、末端の労働者の賃金実態は引き下げられる傾向にあり、生活が不安定にされていること。こうしたことから、公共工事に関わる賃金を、確保する法律の制定を求めていくために、意見書の提出を求めたいとの趣旨が述べられました。国においては、平成12年に、公共工事の入札および契約の適正化の促進に関する法律が公布され、平成13年に施行されましたが、その際、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること、との付帯決議がなされています。建設業を健全に発展させ、工事に於ける安全や品質の確保と、雇用の安定や技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルールづくりが必要であり、請願の趣旨は意義あることであるとの意見により、本請願は委員全員一致採択と決しました。以上のとおり、陳情第2号、請願第4号については、本常任委員会では、2件とも全員一致採択であります。議員全員のご賛同により、両陳情・請願を採択していただき、別件の意見書につきましても、ご賛同、ご賛成いただきますよう、お願いをして委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する陳情書について質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する陳情書について採決をいたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

意義なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願書について質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより「公共工事における賃金等確保法」（仮称）の制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

意義なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり採択することに決しました。

続いて、「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情について、総務文教常任委員会における審査結果を、総務文教常任委員長、福島英雄議員より報告を求めます。

○総務文教常任委員長

去る14日、委員会室において、委員全員出席のもと、当委員会の付託された陳情第3号、公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書提出に関する陳情書、提出者 長野県国家公務員労働組合共同会議、議長 佐藤幸男氏、について慎重に審議を行いました。以下、委員会の審議内容に沿ってご報告いたします。昨年5月29日に成立した公共サービス改革法に基づき、9月には入札や評価方法、および対象業務等について、公共サービス改革基本方針が閣議決定され、本年4月から国や地方自治体の一部事務事業が、官民競争入札等の対象となりました。本陳情は、自治体の行う事務・事業は、国民の権利保障を具体化し、安心安全の確保に不可欠なものが数多く存在する。民間開放により、地域住民への公共サービスの質の低下

を強く懸念するので、1、民営化や市場化テスト、法務局の乙号業務（証明書交付等の事務）の安易な導入は行わないこと。公共職業安定所の職業紹介業務を民間業務を民間企業の儲けの対象とさせないこと。そして、2、民間委託する際には、コストを偏重することなく、入札する事業者に対し、業務の質の確保をいかに図るかを明らかにさせるとともに、雇用する労働者が、自立して生活できる賃金を確保させること。について、関係機関に意見書を提出するようにとの陳情であります。審議の中では、趣旨のとおりであり、賛成であるという賛成意見や、公共サービスの民間開放については、今、官のやるべきこと、民のやるべきことの選択をしなければならない時にあり、本陳情には反対である。民と官の違いはあるものの、競争原理は必要であり、本陳情には論理の飛躍が見える。本陳情には反対である等の反対意見が出されました。採択の結果、賛成1、反対4にて、本陳情は不採択に決しました。以上、委員会に於いての審議結果を、報告し提案しますので、全議員の賛同をいただき、辰野町議会として、ご採択いただきますようお願いいたします。以上、委員長報告とします。

○議長

えー、確認いたしますけれども、不採択。委員会としてはね。はい。えー、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情について質疑、討論を行います。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、不採択であります。

ここで、念のため申し上げます。委員長報告は「不採択」であります。議事の整理上「採択」することについての表決を取ります。

本案を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

起立少数であります。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第18、追加提出議案の審議について

議案第49号、辰野町長期継続契約に関する条例の制定について

議案第50号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について

以上、2議案を一括議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

議案第49号、辰野町長期継続契約に関する条例の制定について、上記の議案を提出する。平成19年3月20日提出、辰野町長。引き続き、議案第五十号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、上記の議案を提出する。平成19年3月20日提出、辰野町長。

○議長

提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第49号、辰野町長期継続契約に関する条例の制定につきまして、提案理由を申し上げます。えー、地方自治法施行令が改正され、長期継続契約を締結できる範囲が拡大されたため、業務の効率性を図る上で条例の制定をしたいというものでございまして、旧来、電話料ですとか電気料につきましては、施工例の範囲の中で対象としてまいりましたけれども、本改正を受けまして、多様化する契約形態に機動的に対応できるよう、長期にわたって契約できることとなりましたので、それに基づきまして、条例を制定するものでございます。条例の内容であります。第1条は趣旨でございまして、地方自治法ならびに地方自治法施工例の規定に基づきまして、長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるというものでございまして、第2条で、長期継続契約を締結することができる契約といたしまして、3号ございます。第1号は、物品を借り入れる契約で、商慣習上複数年度にわたり契約を締結することが一般的である契約。たとえば、コピー機ですとかパソコン等のリースの関係だと思えます。を、想定してございます。第2号、庁舎その他町の施設の清掃、警備、保守点検等の維持、管理、運営の業務委託に関する契約、これは毎年、4月1日から、いつもの提携を受ける必要のある契約が、想定をされるものでございます。第3号、前2号に掲げるもののほか、複数年度にわたる契約を提

供しなければ、事務の取扱に支障を及ぼすと認められる契約ということでございます。第3条、契約期間でございます。前条に規定する契約の期間は5年以内とする、ということございまして、えー、複数年契約になりましても、さらなる経費の削減や、より良質なサービスを提供する者と、町は契約をしたいということでございますので、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保し、適切な契約期間に留意しながら、個々の契約に対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。第4条、委任でございます。この条例の施行に関し、必要な事項は町長が定める、ということございまして、長期の契約の期間中に条件等の変更があれば、当然変更契約で対応するようになってくるかというふうに思います。えー、町では、現在2年、3年、5年という3種類ぐらいの長期の契約を考えておりますので、そんなことで、今条例を提案するものであります。以上、提案理由を申し上げましたので、原案可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○産業振興課長

それでは、議案第50号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、提案理由のご説明を申し上げます。提案理由でございますけれども、辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の、に、第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。えー、指定管理の名称でございますけれども、しだれ栗森林公園であります。指定管理者につきましては、株式会社サンアメニティでございます。えー、指定期間につきましては、平成19年4月1日から平成24年3月31日、5箇年を予定しております。えー、ご審議をいただき、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑を行います。委員会に付託する関係もありますので、特にここで聞いておきたいという問題に限って質疑を行います。

○1番（根橋）

議案49号のご説明の中で、第2条の括弧2項の保守点検等というところについては、コンピューターシステムが、も、含まれるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

えー、コンピューターにつきましては、町内ランの関係につきましては、一

応あのリースということで、保守点検まで含めてございますが、ただ業務によって持っているものがございますので、その保守点検につきましては、この第2号に該当してくるといふふうに想定をしておりますので、考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

そのほかありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

会議規則第37条の規定により、議案第49号については、総務文教常任委員会に、議案第50号については、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議案第49号については、総務文教常任委員会に、議案第50号については、経済建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

総務文教常任委員長、経済建設常任委員長は、直ちに委員会を招集し、その審査結果を議長の手元に報告するようお願いをいたします。

ここで、暫時休憩を取ります。なお、再開時間については二分前にブザーでお知らせをいたしますので、三階で休憩をお願いいたします。

休憩 15時34分から

16時09分まで

○議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

始めに、総務文教常任委員会における審査結果を、総務文教常任委員長、福島英雄議員より報告を求めます。

○総務文教常任委員長

総務文教常任委員会に付託されました案件について、ご報告いたします。本定例会最終日、総務文教常任委員会に付託されました議案第49号、辰野町長期継続契約に関する条例の制定についてを、さきほど町担当職員の同席を求め、慎重に審査を行いました。以下、審査の結果を報告します。通常の契約は、単年度ごとに契約するのが原則ですが、この長期継続契約は、各年度の予算の範囲内で給付を受けることを条件として、複数年度にわたる契約を締結することができるというものであります。この長期継続契約に該当する契約としては、これまでは電気、ガス、水、電気通信の役務契約のほか、不動産を借りる契約に限られていましたが、平成16年の地方自治法の改正により、長期にわたる契約の範囲が拡大されたことに伴い、条例で定める契約についても該当するようになりました。この地方自治法の改正を受けて、辰野町でも、従来の契約の範囲に加え、物品を借り入れる契約で、商慣習上、複数年度にわたり契約を締結することが一般的である契約、たとえば、コンピューター、自動車、パソコンなどのリース契約や、庁舎その他、町の施設の管理業務で、4月1日から年間を通じて、継続的な役務の提供を受ける必要がある業務、たとえば清掃業務、宿直業務、警備業務などの契約、その他、複数年度にわたる契約をしなければ、経済的かつ安定的な調達に、支障を及ぼすと認められる契約、たとえば、ゴミ収集業務などについても長期継続契約とし、5年以内の契約期間とするものであります。委員会の審査では、この契約については事務効率の向上を目的として制定するもので、早期に条例制定すべきとの意見が出され、採択の結果、全員一致で可決と決しました。議員全員の賛同により、可決くださいますようお願いし、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、議案第四十九号 辰野町長期継続契約に関する条例の制定について、を採決いたします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり

決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議案第49号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、経済建設常任委員会における審査結果を、経済建設常任委員長、根橋俊夫議員より報告を求めます。

○経済建設常任委員長

さきほど、経済建設常任委員会に付託のありました議案第50号、辰野町公の施設の指定管理者の指定について、の審議結果を報告をいたします。まず、経過について町側から説明がありました。これについては、昨年の12月議会に於ける条例の一部改正、それから、しだれ栗の運営委員会に於ける検討、町内で指定管理者制度の導入が決まり、インターネット、新聞等で公募したところ、全部で5社の応募があり、その後、町内で5社についての検討を行った結果、議案のとおり、株式会社サンアメニティに指定管理を委託するという内容であります。質疑の中では、5社の中での金額はどの程度の差があったのか、経営方針の特徴は何か、町内業者はどのくらいあったのか、雇用はどのようになるのか、今までと違った経営方針はあるのか等の質疑、質問がありました。こういった中で、まず金額については、400万から800万ぐらいの差があったこと。経営方針の特徴としては、特に今回のサンアメニティについては、他の地区で、すでにキャンプ等の運営の実績があることが、特徴になっているということがあります。また、町内業者についての応募は2社で、町外が3社という状況であります。で、雇用については、町内雇用を優先でお願いをしていきたいということで、条件ではなく、お願いということの内容になっております。今までと特に違った経営方針の内容については、県外業者であるというようなことから、近隣観光市との連携、各種団体との連携、あるいは自主事業などが、今までにない形で展開がされるのではないかと。あと、県外の、東京の業者であるということから、首都圏等からの来客を期待できるのではないかと、という説明がありました。えー、最後に意見としまして、できれば、反対ではないが、できれば、地元の業者が結果的に、参加できれば良かったのではないかとということで、

そういった点での今後、町としても、そうやって地元の業者が、こういう形に参加できるように考えていくべきではないかという意見がありまして、5年ごとに見直しがあるので、現状では、町内でこれでやっていけるような業者ということが、ちょっと考えにくいと。そういう中では、5年の間にそういった実績を積んで、あるいはノウハウを積んでいただいて、その時にまた、5年後のまた新たな見直しの時に、参入できるような形で検討していければ、検討を考えていきたいというような答弁がありました。えー、結果的に賛否を問うたところ、特に反対はなく、委員全員一致で原案賛成という結論になりましたので、原案可決という結論でありますので、議員全員、皆様のご賛同いただいて、原案可決くださいますようお願い申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長

委員長報告に対する質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、議案第50号 辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、議員提出議案の審議についてを議題といたします。

発議第1号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例の制定についてを議題といたします。

議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

発議第1号 平成19年3月20日 辰野町議会議長 赤羽敬一殿。提出者 辰野町議会議員 福島英雄議員。賛成者 辰野町議会議員 根橋俊夫議員ほか7名。辰野町議会の議決すべき事件を定める条例制定について、上記の議案を、

地方自治法第 112 条、および辰野町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。

○議長

ここで、提出者であります福島英雄議員より趣旨説明を求めます。

○10 番（福島）

辰野町議会の議決すべき事件を定める条例案について、提案理由を申し上げます。地方分権の進む中、行政の自己決定、自己責任が強く求められています。これに対応し住民の代表機関として、町の最終意志決定、行政執行の監視等を行う議会の役割と責任は、格段に重くなってまいりました。議会が意志決定する議決事件は、地方自治法第 96 条第 1 項により、15 項目が規定され、さらに、同条第 2 項により、条例で議決事件の追加ができると規定されています。激変する社会情勢に対応し、議会がその役割を積極的に果たすためには、条例による議決事件の追加の活用に努める必要があります。町の将来像と施策の大綱を示す基本構想は、地方自治法第 2 条第 4 項により、議決事件となっていますが、基本構想と表裏一体の関係にあり、予算、条例の方向づけを決める町政運営上、極めて重要な基本計画は議決事件になっていません。よって本議案は、議会がその役割を積極的に果たしていくため、辰野町の基本構想に即した基本計画の策定および変更について、議決事件の追加を行いたいというものであります。条例案をご覧ください。条文ですが、第 1 条は目的であります。町の基本計画を議決事件にすることにより、辰野町の行政を町民にわかりやすく、わかりやすいものとし、一層透明性を高め、計画的、効果的な推進を図ることを目的としています。第 2 条は、議決すべき事件を規定したもので、基本構想に基づく基本計画の策定、および変更に関すること。但し、数値目標を除く、を議決事件としたいというものであります。執行権に介入しない範囲としました。第 3 条は、実施状況の報告であります。現在の基本計画は平成 22 年まででありますので、平成 23 年度からの基本計画は議決事件となります。平成 27 年度までの実施状況について、平成 28 年度の辰野町議会定例会に、その概要を報告するというものであります。概要については、行政評価の結果に基づく概要であります。また補足として、交付の日から施行したいというものであります。以上ですが、全議員のご賛同いただき議決下さいますようお願い申し上げます、提案理由といた

します。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

発議第1号、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第2号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案の朗読をいたさせます。

○事務局長

発議第2号 平成19年3月20日 辰野町議会議長 赤羽敬一殿。提出者 辰野町議会議員 桜井はるみ議員。賛成者 辰野町議会議員 福島主計議員ほか6名。辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例について、上記の議案を、地方自治法第112条、および辰野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

○議長

ここで、提出者であります桜井はるみ議員より趣旨説明を求めます。

○12番(桜井)

では、発議第2号についての説明を行います。辰野町議会議員議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。辰野町議会議員定数が、平成18年3月議会において、現行18人から14人に改正されました。附則で交付の日から施行し、次の一般選挙から摘要されることになっておりますので、辰野町議会委員会条例の一部を改正するものであります。議会活性化に関する調査研究委員会の第二部会、および議会運営委員会で、検討した

結果を申し上げます。第2条、常任委員会の名称、委員の定数および所管については、現行の3常任委員会で重要案件を審議するには、議員の数が少ない等の理由によって、総務産業建設常任委員会と社会福祉教育常任委員会の2常任委員会といたしました。総務産業建設常任委員会は、定数7人として、総務、財政、企画、防災、農林、商工、観光、建設、上下水道及び交通安全に関する事務等、他の常任委員会に属さない事務について審議を行います。社会福祉教育常任委員会は、定数7人として、社会福祉、保健衛生、環境保護、及び教育に関する事務について審議を行います。第3条の3、議会運営委員会の設置については、第2項中の委員の定数を、現行6人のままで、正副議長が替わりますと半数以上となります。そこで、2人減員の4人といたしました。附則として、この条例は、平成19年4月30日から施行するというものです。以上ですが、全議員のご賛同いただき議決くださいますようお願い申し上げます、提案理由とします。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

発議第2号、辰野町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議第3号 日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長より朗読させます。

○事務局長

発議第3号 平成19年3月20日 辰野町議会議長 赤羽敬一殿。提出者

辰野町議会議員 根橋俊夫議員。賛成者 辰野町議会議員 矢ヶ崎紀夫議員ほか4名。日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する意見書の提出について、上記の議案を、辰野町議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対する意見書、本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）交渉に対し、オーストラリア政府は、農産物を含む関税撤廃を強く主張しているとみられ、主張されています。豪州政府の要求どおり、農産物の輸入関税が、全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも牛肉、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で、約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆から3兆円規模となるとされています。また、食料自給率は30%台に低下するおそれなど、日本の農業と食料は、壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くこととなります。さらに、昨年干ばつにより、大減産となったように、オーストラリアの農業生産条件は、極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねません。よって、国に於いては、日豪EPA、FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などを、交渉から除外するとともに、万一これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること、併せて、農産物貿易交渉は、農業、農村の多目的機能の発揮と、国内需給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立することを強く要請します。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成19年3月20日 内閣総理大臣 外務大臣 農林水産大臣殿
長野県辰野町議会。

○議長

これより質疑、討論を行います。

（質疑、討論なし）

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、発議第3号 日豪EPA（経済連携協定）FTA（自由貿易協定）

交渉に対する意見書を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、発議第 3 号は原案のとおり可決されました。

次に、発議第 4 号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。事務局長より朗読をさせます。

○事務局長

発議第 4 号 平成 19 年 3 月 20 日 辰野町議会議長 赤羽敬一殿。提出者 辰野町議会議員 根橋俊夫議員。賛成者 辰野町議会議員 矢ヶ崎紀夫議員ほか 4 名。公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について。上記の議案を、辰野町議会会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出する。公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書。建設業は、我が国の機関産業として、経済活動と雇用機会の確保に、大きく貢献しています。しかし、建設業における元請けと下請けという、重層的な関係の中で、他の産業では常識とされる明確な賃金体系が、現在も確立されず、仕事量の変動が直接施工単価や労務費の引き下げとなり、建設労働者の生活を不安定なものにしております。このような状況の中、国に於いては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が、平成 12 年 11 月 27 日に交付され、平成 13 年 2 月 16 日に施行されましたが、建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われること、という附帯決議が国会でなされています。建設業を健全に発展させ、工事における安全や品質の確保と共に、雇用の安定や、技能労働者の育成を図るためには、公共事業における新たなルール作りが必要であると言えます。よって国におかれては、建設労働者の適正な労働条件と、公共工事の品質を確保するため、以下の処置を講ずるよう要望します。記 1、公共工事において、建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定を進めること。2、公共工事の入札、及び契約の適正化の促進に関する法律の附帯決議事項の実行ある施策を進めること。以上、地方自治法第 99 九条の規定により、意見書を提出する。平成 19 年 3 月 20 日 内閣総理

大臣 厚生労働大臣 国土交通大臣殿 長野県辰野町議会。

○議長

これより質疑、討論を行います。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結いたします。

これより、発議第4号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について、を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第20、辰野町農業委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員は3名とし、一ノ瀬隆志さん、百瀬昭人さん、瀬戸喜久美さん。以上の方を推薦したいと思います。

ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

意義なしと認めます。

よって、議会推薦の農業委員は3人とし、一ノ瀬隆志さん、百瀬昭人さん、瀬戸喜久美さん。以上の方を推薦することに決定しました。

日程第21、報告事項について、辰野町国民保護計画の報告がありますので、お聞き取り願います。

○総務課長

えー、それでは、国民、あ、辰野町国民保護計画について、ご報告を申し上げます。国民保護法成立の経緯につきましては、すでにご承知のことと存じますが、法の定めるところにより、町でも国民保護計画の策定が義務づけられたことを受け、示された手順に従い計画を作成いたしました。3月7日付けをもって、県との協議が整いましたので、議会に報告するものであります。お手元に、辰野町国民保護計画の内容を綴った冊子と、この概要をここに申し

上げてございます。配布いたしました計画書は、後ほどご覧をいただくとして、町の責務等、触りを少しご説明をさせていただきたいと思っております。えー、この中に書いてございますけれども、お手元にお配りした概要の中ほどに、町の責務、計画の位置づけ、構成と記されております。そこの所を朗読して、説明をしたいと思っております。町の国民保護計画は、武力攻撃事態や大規模テロの際に、住民の生命、身体及び財産を保護する責務に鑑み、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に持しするため、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について、定めてあるものであります。町の責務でございます。町は武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、その他の法令、国民の保護に関する基本指針、及び長野県の国民の保護に関する計画を踏まえ、辰野町の国民の保護に関する計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置、以下、国民保護措置と言う、を的確かつ迅速に実施し、その区域において、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進するとう、これが町の責務であります。以下、中にある内容を抜粋して書いてございますけれども、その町の計画の構成だとか、そういったものを書いてございますので、また、ご覧いただければこんなふうだと思います。よろしくお願ひします。

○議長

報告事項でありますので、特にここでお聞きしたいという点に限って質疑を行います。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結いたします。

日程第22、議会閉会中の委員会の継続審査についてを議題といたします。総務文教常任委員長、社会福祉常任委員長、経済建設常任委員長、及び議会運営委員長から別紙のとおり、「閉会中の継続審査申し出書」が提出されました。

お諮りいたします。

辰野町議会会議規則第72条の規程により、各委員長申し出のとおり、議会閉会中の継続審査を認めたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も各委員会の継続審査を認めることに決しました。

以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

ここで、町長から挨拶を受けます。

○町長

えー、長丁場の3月議会、予算議会、大変にありがとうございました。えー、さて、皆さん方の在任中、今期、幾多の功績を残された各位の任期も間近に迫ってまいりました。おそらく議場でお目に掛かるのも、おそらく最後であろうと、こんなふうに思われます。えー、当選された平成15年は、定数が20人から18人に減員された時でございまして、辰野町では、昭和38年以来、40年ぶりの無投票の当選でございました。平成15年は、地方分権改革推進会議において、三位一体改革の最終案が示されまして、市町村合併を睨んだ行財政改革議論の真っ只中でございました。6市町村任意合併協議会が、平成15年1月23日に設立されました。そして、作成されました資料の説明会や、また後半は、町独自の資料とで地区懇談会や、また、議員各位、皆さん方にも一緒に議論を願い、真剣に悩んだ年でもございました。結果としましては、住民の意向によりまして、調査結果が、反対が賛成の倍近くあり、自立を決意させてもらった時でもありました。一方、その年は、上横川の廃水処理施設、あるいは、辰野高校の登校坂、中山間南平線の竣工、介護予防拠点センター、樋口と沢底に着工といった生活環境基盤の整備が進んだ年でもございました。まさに、前人未踏の行財政改革が進む中、議会を含め、行政が一体となって、立ち向かってきたことは、改革の道半ばであるところではございますが、思い出多き皆さんにとりまして、四年間ではあったのかなと、こんなふうに考えるところでございます。さて、次回に向けまして、時期に向けまして、去就について明らかにされていない方々もありますが、いずれ近いうちに表明される方、あるいは後進に道を譲られる方々がおられるわけでありまして。出馬と決意をされた方々のご健闘され、めでたくご当選後は、また議場でお会い申し上げたいと思いますし、ご勇退される方々は、変わらず地域に於いて、町政にお力添えをお願い申し上げたいと

思います。議員各位の暖かいご支援のもと、私といたしましても、三期目の町政に邁進中でございます。多々ご迷惑をお掛けした点があるかと思いますが、選択の中、厳しい財政の中でありまして、この機会にご容赦をお願い申し上げたいと思います。なお、今後も健康にご留意され、また今議会に対します心からのお礼と、そしてまた尽きせぬ名残を惜しんで、お別れのご挨拶といたします。大変ありがとうございました。

○議長

次に、3月末をもって退職いたします、花岡猛収入役、厨川雅彦消防署長、有賀米吉辰野病院事務長より、挨拶をしたい旨、申し出がありますので、これを許可いたします。花岡収入役、演壇でお願いします。

○花岡収入役

収入役を退任するにあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。明治22年に町村制が敷かれ、収入役制度が設けられて以来今日まで、117年余の長い歴史に幕を閉じることとなりました。もとより浅学不才、未熟な私でありましたが、辰野町の最後の収入役として何とか勤めさせていただき、ここに退任できますことに対しまして、深く感謝とお礼を申し上げます。顧みますと収入役就任以来、合併問題で日本中が取り組まれたことから、昨年の未曾有の大災害を受けるなど、忘れることのできない数々の出来事があり、町にとりましても、私にとりましても、まさに激動の年でありました。しかし、町議会の皆様のご理解とご協力を得る中で、着々と今日まで進んでおりますことに対しまして、感謝でいっぱいであります。私も昭和39年に、役場に奉職以来、通算して43年の長きにわたり、今日まで来れましたのも、町議会議長さん始め、議員皆様さん方の、ご指導、ご支援の賜と心から感謝を申し上げます。当町も4月より、新しい会計管理者制度のもとで、スタートするわけではありますが、私と同様に今後とも変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。終わりに辰野町議会のご発展と、議員皆様方の益々のご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではありますが、お礼の言葉に代えさせていただきます。長い間、本当にありがとうございました。

○議長

引き続き、厨川消防署長。

○厨川消防署長

私ごとではございますが、議席から失礼をさせていただきます、お礼の言葉を述べさせていただきますと思います。私この三月をもちまして、定年退職することとなりました。昭和46年に茅野市の消防署に入署いたしまして、35年間勤めてまいりました。この間、49年から辰野町に奉職いたしまして、伊那消防組合、当時は辰野分署でありましたけれども、勤務をさせていただきました。振り返ってみますと、災害も大規模化する中、去年は7月の豪雨災害で、町に甚大な被害がもたらされ、また尊い人命が奪われたことは、誠に残念でございました。消防もこの災害を強い町づくりのために、教訓としていかなければならないと考えております。微力な私ではございましたけれども、町理事者の皆さん、また町の議会議員の皆様の温かいご指導とご協力がありまして、ここまで勤めることができた、深く感謝を申し上げ、誠に言葉足らずではございますけれども、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長

続いて、有賀 辰野病院事務長。

○有賀辰野病院事務長

この3月で退職させていただくことになりました。奉職以来は、39年というふうに思っております。この間、大変微力の中、町民課長、また生涯学習課長や教育次長、最後には辰野病院事務長という職を与えられ、十分な成果が出せずにご迷惑をお掛けしてきたことを、お詫び申し上げます。えー、この間、議員各位には適切にご指導やご助言をいただきながら、この3月を迎えることができました。大変ありがとうございました。議員各位の益々のご活躍と町の発展をお祈りしながら、退職の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

以上で本日の会議を閉じます。

これをもちまして、3月7日に開会いたしました、平成19年第2回辰野町議会議定例会を閉会といたします。14日間の長丁場、大変ご苦労さまでございました。なお、ここで、事務局から連絡事項がありますのでお聞き取り下さい。

○事務局

このあと、5時30分から「たつのパークホテル」におきまして懇親会ならびに送別会を行います。5時15分に、マイクロバスが玄関前を出発しますので、ご乗車をお願いします。以上です。

○議長

ご苦労様でございました。

11. 閉会の時期 平成19年3月20日 16時49分

この議事録は、議会事務局長 竹入俊男、庶務係長 飯澤誠の記録したものであって、内容が正確であることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

辰野町議会議長

署名議員 番

署名議員 番

